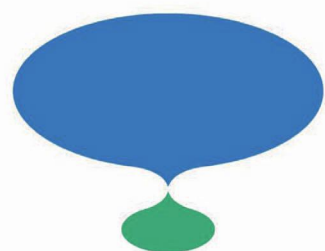


第二次

湖南省環境基本計画

湖南省の目指す環境未来像

～野洲川の清流 山々の景色 歴史が育むうつくし湖南～



湖南省



「第二次湖南省環境基本計画」は、様々な社会情勢や本市を取り巻く環境面の課題に対応し、持続可能な社会と地域循環共生圏の実現を目指すために策定するものです。

計画には湖南省が目指す環境未来像の実現に向けて、市民・事業者・行政が進める取組を載せています。

計画の対象期間

令和元(2019)年度～令和10(2028)年度



こちらのQRコードからでも
計画を閲覧できます

令和元年(2019年)10月
湖南省

はじめに

湖南省は、南に阿星山系を、北に岩根山系を望む緑豊かな丘陵地が広がり、市の中央を流れる野洲川など水と緑に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。古くは、東海道五十三次の 51 番目の宿場町として栄えた石部宿や、国宝の建造物を有する常楽寺・長寿寺・善水寺の「湖南三山」、天然記念物のウツクシマツ自生地など歴史文化の豊かな市でもあります。その一方で、名神高速道路の栗東湖南インターの開通、国道一号バイパスの開通、JR 草津線が東西に横断しており 3 駅を有していることで、京阪神への交通も便利な市でもあります。



本計画の策定にあたっては、こうした自然・歴史を大事に、本市にしか分布をしていないウツクシマツの保全・再生への取り組みや、全国に先駆けたコナン市民共同発電所の取り組みを活かした地域自然エネルギーの導入・普及啓発を盛り込んだ計画としております。また、少子高齢化や人口減少による生活様式の多様化などの社会情勢の変化や地球温暖化の進行による生物多様性の喪失、生態系の破壊、猛暑日やゲリラ豪雨などの異常気象による環境問題が深刻化しており、このような状況をふまえ、エネルギーの循環や低炭素化の実現に向けて、自然と共生し持続可能な社会と自然共生圏の考え方を包含した地域循環共生圏の実現を目指し市民、事業者の皆様と連携して取り組んでまいります。

当市が目指す環境未来像は、前回の計画から継承し「野洲川の清流 山々の景色歴史が育むうつくし湖南」としております。これを実現するための 5 つの基本目標を設定し、市民や事業者に環境配慮指針を定め、SDGs を盛り込んだ取り組みやすい計画としております。一人一人が環境に対する意識を高め、未来を担う子どもたちに環境にやさしい湖南省が引き継げるようすすめてまいりますので皆様のご理解とご協力をお願いします。

本基本計画の策定にあたり、慎重にご審議いただきました環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご提案、ご意見をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和元年（2019 年）10 月

湖南省長 谷畑 英吾

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象範囲	3
4. 計画の対象地域	3
5. 計画の期間	3
6. 各主体の役割	4
7. 計画の構成	5
第2章 計画の目標	6
1. 市の現状と課題の概要	6
2. 目指す環境未来像	8
3. 環境未来像実現に向けた基本目標	8
4. 施策の体系	12
第3章 環境未来像の実現に向けた取組	13
基本目標1 人と自然が共生するまち	16
基本目標2 安全・安心にらせるまち	20
基本目標3 心豊かなくらしと文化を育むまち	24
基本目標4 低炭素・循環型のまち	28
基本目標5 こなんの未来を育む人・地域づくり	34
第4章 重点プロジェクト	38
1. 重点プロジェクトの設定	38
2. 重点プロジェクト	40
第5章 計画の推進	54
1. 計画の推進体制	54
2. 計画の進行管理	56

本文中の＊は用語集で解説をしています。

第1章

計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

「環境基本計画」は、環境基本法第36条に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市では、平成21年（2009年）9月に「湖南省環境基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、目指すべき環境未来像「野洲川の清流 山々の景色 歴史が育むうつくし湖南」の実現に向けて、環境保全に関する施策を展開してきました。

特に本市にしか分布しないウツクシマツの保全・再生に取り組むとともに、コナン市民共同発電所の取組を活かした地域自然エネルギー（再生可能エネルギー*）の導入・普及啓発を全国に先駆けて行ってきました。

こうした中、前計画策定から9年が経過し、少子高齢化や人口減少とともに生活様式の多様化が進むなど社会情勢が変化しています。また、環境に目を向けると、地球温暖化の進行に伴う猛暑日やゲリラ豪雨など異常気象による被害の増加、自然に対して配慮の欠けた開発、生物の乱獲、耕作放棄地の増大などによる生物多様性*の喪失や鳥獣被害などの拡大、世界で資源や食糧などの需給がひっ迫する中で国内の食品廃棄問題など、私たちを取り巻く環境問題は、今後ますます深刻化することが予想されます。さらに、これらの環境問題は環境分野に留まらず、経済成長や社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす可能性があります。

第二次湖南省環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、こうした社会情勢や本市を取り巻く環境面の課題に対応し、健全な物・エネルギーの循環や低炭素化を実現するとともに、自然と人間、地域間の共生を図り、持続可能な社会と地域循環共生圏の実現を目指すために策定するものです。



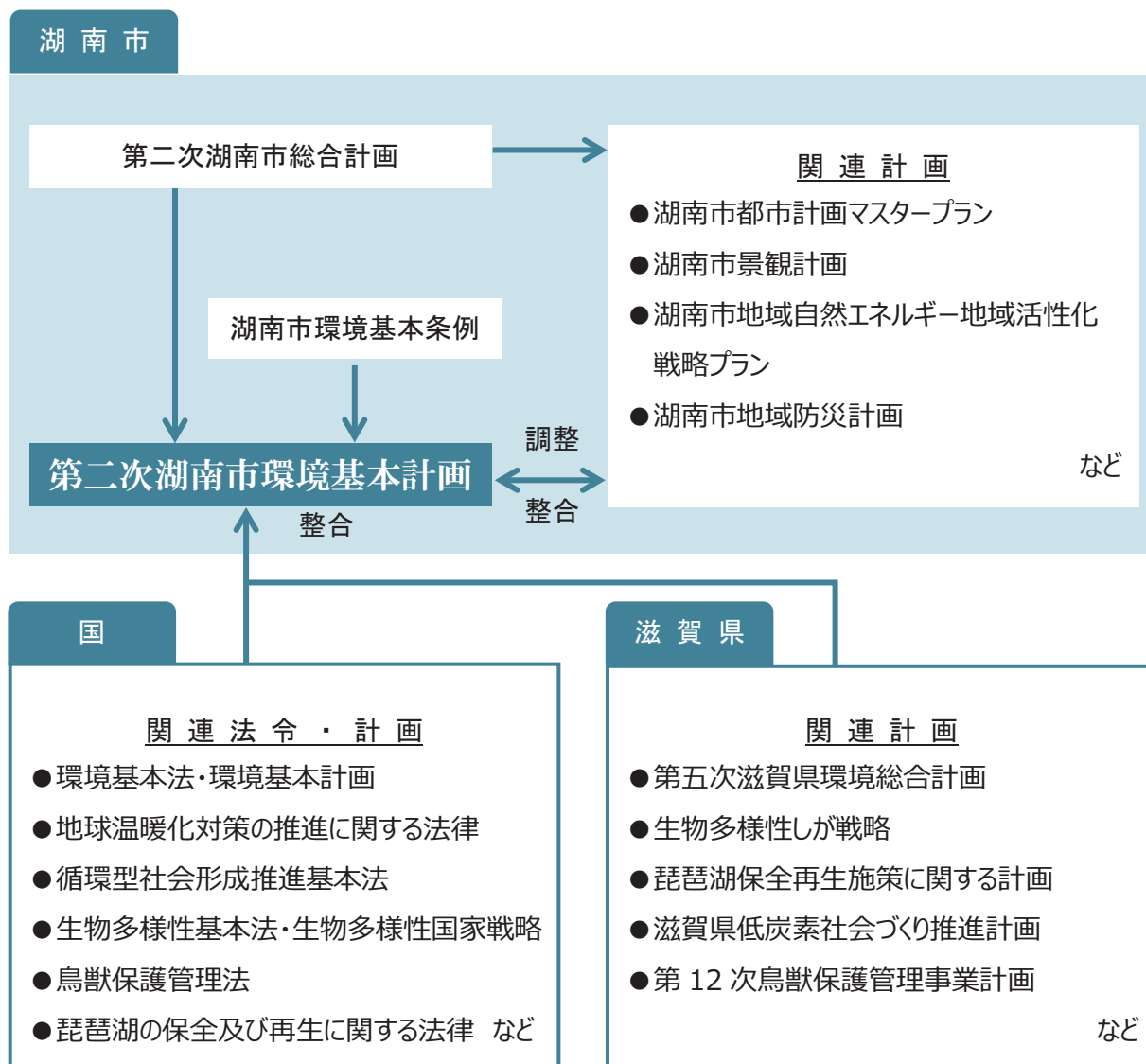
こにゃん®

「湖南省の観光PRと動物愛護啓発」のため誕生したキャラクターで「人と動物が幸せに暮らせる、豊かで創造的なまち」を作ることを目指しています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国や滋賀県の環境に関連する法令・計画を踏まえるとともに、「第二次湖南市総合計画」や環境に関連する計画と整合を図り、総合計画を環境面から実現する役割を持っています。

【計画の位置づけ】



3. 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の項目と内容は、次のとおりです。

【計画の対象範囲】

項 目	内 容
自然環境	森林、里地里山、河川、生物多様性 *（動植物） など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、有害化学物質 *、環境美化 など
文化景観環境	公園緑地、水辺環境、歴史・文化財、景観 など
低炭素・資源循環環境	地球温暖化、資源循環（廃棄物・エネルギー）、河川を軸として琵琶湖へと連なる流域のつながり（水循環） など
人づくり	環境教育、環境活動、情報発信 など

4. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、湖南省の全域です。

5. 計画の期間

本計画の期間は、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）の10年間とします。また、その間の社会情勢の変化に応じて柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検・評価を毎年行うとともに、5年を目処にそれらを総括し、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画の期間】

年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
	第二次湖南省環境基本計画										第三次湖南省環境基本計画	
					見直し					策定		

6. 各主体の役割

本計画における各主体の考え方及び役割は、以下のとおりです。なお、来訪者については、通常の場合市民に含めてとらえることとします。

また、本計画を推進する上で欠くことのできない民間団体については、市民・事業者が持つ役割を縦断的に兼ね備えています。

【各主体の役割】

市民・来訪者※

- ・ 日常生活における環境にやさしい行動の実践
- ・ 地域の環境保全を目的とした取組への参加
- ・ 環境学習などイベントへの参加
- ・ 廃棄物発生量の低減、3 R *の推進による循環型社会形成の取組への協力
- ・ 省エネルギーなどによる地球環境保全の推進 など



事業者

- ・ 日常的な事業活動が生活環境へ与える影響の軽減
- ・ 地域の美化活動など環境保全の取組への参加
- ・ 廃棄物発生量の低減、3 R *の推進による循環型社会形成の取組への協力
- ・ 省エネルギーなどによる地球環境保全の推進 など



市民団体 など

市

- ・ 環境保全の視点を重視した事業の実施
- ・ 市民・事業者への情報発信、環境学習による意識向上
- ・ 市民・事業者の環境保全に関する取組への支援、協働
- ・ 市民・事業者が環境に関する意見を述べる機会の提供
- ・ 市職員の業務での環境に優しい行動の実践 など



※来訪者とは市外から来る学生、社会人や観光客のこと。

7. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画の基本的事項 (p1～5)	
・計画の背景と目的	・計画の期間
・計画の位置づけ	・各主体の役割
・計画の対象範囲	・計画の構成
・計画の対象地域	
第2章 計画の目標 (p6～12)	
・市の現状と課題の概要	・環境未来像実現に向けた基本目標
・目指す環境未来像	・施策の体系
第3章 環境未来像の実現に向けた取組 (p13～37)	
・基本目標ごとの取組（現状・課題、各主体ごとの具体的な取組）	
▽基本目標1 人と自然が共生するまち	
▽基本目標2 安全・安心にくらせるまち	
▽基本目標3 心豊かなくらしと文化を育むまち	
▽基本目標4 低炭素・循環型のまち	
▽基本目標5 こなんの未来を育む人・地域づくり	
第4章 重点プロジェクト (p38～53)	
・重点プロジェクトの設定	
・各重点プロジェクト	
▽重点プロジェクト1 うつくしこなん プロジェクト	
▽重点プロジェクト2 エコシティこなん プロジェクト	
▽重点プロジェクト3 こなんの魅力発見！発信！ プロジェクト	
第5章 計画の推進 (p54～57)	
・計画の推進体制	・計画の進行管理

第2章

計画の目標

1. 市の現状と課題の概要

本計画の現状と課題は以下のとおりです。

● 環境に関連する国内外の状況 ●

国のエネルギー政策の見直し

- ・国は、「第5次エネルギー基本計画」において、東日本大震災での原発事故を契機に、エネルギーミックスの確実な実現へ向けた取組の更なる強化やエネルギー転換・脱炭素化に向けた挑戦を明示しています。

地球温暖化問題への対応

- ・産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つことなどを目標にした「パリ協定*」が締結・発効され、各国で温暖化対策が進展しています。
- ・国は「地球温暖化対策計画」において、国の温室効果ガス*排出量を2030年度に2013年度比26.0%削減することを明示しています。

生物多様性*の損失への懸念

- ・人間の活動による生きものの生息環境の破壊や外来生物*による生態系のかく乱などで生物多様性*が損失しています。
- ・国は「生物多様性基本法」を施行し、「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定しました。

循環型社会への対応

- ・国は「第五次環境基本計画」において、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しています。
- ・国の食品ロス*量は平成27年度（2015年度）推計で年間646万tとなっており、食品ロス*削減国民運動「NO-FOODLOSSプロジェクト」が始動しました。

持続可能な開発目標への対応

- ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択、「持続可能な開発目標(SDGs*)」として、17のゴールと169のターゲットが設定され、各国で総合的な取組が進展しています。

その他環境に関連する状況

- ・国では出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによって、急速な少子高齢化と人口減少が進行し、農林水産業や環境保全の担い手不足が進行しています。
- ・本計画の上位計画にあたる国や県の環境基本計画、市の総合計画が新たに策定されています。
- ・本計画の関連計画である景観計画や地域自然エネルギー地域活性化戦略プランなどが新たに策定されています。

● 現状と課題を踏まえた計画推進のポイント ●

1 自然環境

市の多様な自然環境と、これらの環境に生息する生きものの保全・再生。また、持続的活用の推進。

2 生活環境

環境への負荷が少ない生活・事業活動の普及。不法投棄対策や環境美化活動の強化。

3 文化景観環境

市民と連携した多様なみどりの保全・再生。多様な地域資源の保全・活用の推進。

4 低炭素・資源循環環境

地球温暖化対策の取組強化。廃棄物抑制に向けた3R*などの取組強化。琵琶湖流域を意識した取組の推進。

5 人づくり

環境学習や地域の環境保全活動の推進に向けた支援や情報提供、連携の強化。

● 本市における現状と課題 ●

【環境特性】

市の概況	・平成 31 年（2019 年）4 月の人口は約 5 万 5 千人、世帯数は約 2 万 4 千世帯となっており、人口減少及び少子高齢化の進行により、環境保全の担い手が不足する可能性があり、担い手の育成・確保を考えていく必要があります。
自然環境	・ウツクシマツをはじめとする貴重な自然環境が各地に存在しており、湖南市らしい多様な自然環境の保全・再生を進める必要があります。 ・野生鳥獣による、農林水産物への被害が多発しており、今後も継続して捕獲・駆除など生物多様性*の保全にもつながる取組を進める必要があります。 ・人口減少による農林業従事者の高齢化や担い手不足が進行しており、農林水産業の担い手の育成により里地里山などの保全・管理を推進する必要があります。
生活環境	・大気、騒音・振動、水質、有害化学物質*などの監視が実施されており、今後も継続して公害の発生防止に努め、良好な環境を維持する必要があります。 ・多くの市民が環境美化活動に参画しているものの、年間約 10t を超える不法投棄の回収を行っており、ごみのポイ捨てや不法投棄をしない・させない環境づくりの強化が必要です。
文化景観環境	・一部の公園では地域が主体となった維持管理を実施しており、今後も市民と連携したみどりの維持管理が必要です。 ・条例の制定や補助金などの支援により多様な歴史・文化などが保存・継承されており、関連計画に基づき保全・活用していく必要があります。 ・人口減少・核家族化による空き家・空き地が増加しており、関連計画に基づく対策の強化が必要です。
低炭素・資源循環環境	・自然エネルギーの活用を始めとする様々な地球温暖化対策が行われており、今後も継続して取組を実施するとともに、市民・事業者・市が協力して市域から排出される温室効果ガス*を計画的に削減する必要があります。 ・ごみの総収集量は 1.6 万 t 前後で推移しており、その大半は可燃物となっています。ごみの排出量を減らすため、食品ロス*削減など 3 R*の取組の強化が必要です。 ・本市は野洲川の中流部に位置しており、下流域や琵琶湖の水質への影響が大きいいため、流域を意識した水質などの保全活動に協力する必要があります。 ・フロンなどの適正処理を推進し、オゾン層破壊を抑制する必要があります。
人づくり	・環境学習として美化活動やたんぼのこ・やまのこ事業などが行われており、今後も継続して将来を担う子どもたちの環境に関する意識を高めるための取組を進める必要があります。 ・地域においてもまちづくり協議会や自治会、環境関連団体などによって多様な環境保全活動が行われており、今後も継続して環境保全活動に関わる人材の育成や情報共有を図る交流の場づくりなどを積極的に進めることが必要です。 ・個々の取組から輪の取組（様々な団体などと連携した取組）を進めるための連携強化が必要です。

【市民・事業者の意識】（アンケート調査結果より）

市民	事業者
・重要度が高いのに満足度が低い環境項目は、「道路などへのごみのポイ捨て」となっており、ごみ問題への対策強化が求められています。 ・環境保全活動について、「美化活動」や「緑化活動」への参加意欲が高く、活動に参加できる機会と場を整える必要があります。 ・環境意識を高める取組として「環境学習の実施」や「環境に関するイベントなどの開催」の割合が高く、環境学習の強化や環境に関するイベントの開催が求められています。	・事業活動で「ごみの分別・減量」や「節電」などの取組に比べて「再生可能エネルギー*の導入」や「環境学習の機会の提供」などの普及は低くなっていますが、積極的に取組を行っている事業所もあります。 ・環境保全活動を行う上での課題として、「設備投資などのコスト」の割合が高くなっており、経済的な支援や情報の提供が求められています。 ・環境意識を高める取組として「環境学習の実施」や「環境に関するイベントなどの開催」の割合が高く、環境学習の強化や環境に関するイベントの開催が求められています。

2. 目指す環境未来像

本市は、南に阿星山系を、北に岩根山系を望む緑豊かな丘陵地が広がり、また、市の中央を流れる野洲川は、本市を代表するシンボルとして市民に親しまれています。こうした市の基盤となる自然環境に加え、旧東海道沿いの往時を偲ぶ歴史資源や湖南三山をはじめとする社寺仏閣など、多様な歴史文化資源が先人たちによって大切に守られ、受け継がれています。

今日では、地域に存在する自然エネルギーの活用なども積極的に進められており、こうした循環型の地域づくりとともに、自然共生圏の考え方を包含した地域循環共生圏の実現に向けて、様々な取組を展開しようとしているところです。

本計画では、湖南市の目指すべき環境未来像を「野洲川の清流 山々の景色 歴史が育むうつくし湖南」と設定し、先人たちから受け継がれてきた「野洲川」「山並み」「歴史」などうつくしい地域の宝（地域資源）の魅力を一人ひとりが再認識できるよう取組を進めます。また、地域住民や事業者など市内にとどまらず、近隣市町や都市部の人たちとともに地域の宝を守り育ていくことで、地域循環共生圏の実現を図るとともに、未来を担う子ども達に本市のうつくしい環境を受け継いでいきます。

環境未来像

野洲川の清流 山々の景色 歴史が育むうつくし湖南

一人ひとりが野洲川の清流や山々の景色、歴史など様々な本市の宝（地域資源）の魅力を再認識し、大切に守り育てることで、地域循環共生圏の実現を図るとともに、未来を担う子ども達に本市のうつくしい環境を受け継いでいくことを目指します。

3. 環境未来像実現に向けた基本目標

目指すべき環境未来像を実現するため、これまでの現状と課題を踏まえ、基本目標を次のとおり整理します。

本市の環境を、基盤となる環境「人と自然が共生するまち（自然環境）」、騒音や不法投棄など身近な範囲での活動に関連する環境「安全・安心にくらせるまち（生活環境）」、歴史文化や景観、ウツクシマツなどの市のシンボルとなる地域資源に関連する環境「心豊かなくらしと文化を育むまち（文化景観環境）」、市域を越えて流域や地球規模の活動に関連する環境「低炭素・循環型のまち（低炭素・資源循環環境）」、そして全ての分野に関連する「こなんの未来を育む人・地域づくり（人づくり）」の計5つに区分し、具体的な施策を展開します。

【本計画の基本目標】

1 人と自然が共生するまち（自然環境）

私たちに数々の恵みを与えてくれる森林や里山、農地などの多様な自然環境と、これらの環境に生息する多様な生きものを守ります。また、自然とのふれあいを通じて自然を大切にする心を育むことで人と自然が共生するまちを目指します。

2 安全・安心にくらせるまち（生活環境）

誰もが環境美化を心がけ、公害の未然防止に向けた対策が自発的に行われることで、公害や不法投棄のない美しく安全・安心にくらせるまちを目指します。

3 心豊かなくらしと文化を育むまち（文化景観環境）

私たちの心を豊かにしてくれる緑や水辺、地域に残る歴史文化を大切に守り未来につなげます。また、ウツクシマツ自生地や旧東海道沿いの風情ある街並み景観など本市ならではの地域資源を守り育むことで心豊かなくらしと文化が根付くまちを目指します。

4 低炭素・循環型のまち（低炭素・資源循環環境）

食品ロス*削減など3R*の取組や野洲川を軸とした琵琶湖流域を意識した取組、また、再生可能エネルギー*などの活用を通じて市ならではの低炭素・循環型のまちを目指します。

5 こなんの未来を育む人・地域づくり（人づくり）

市民、事業者、市が協力して環境に関わる人や地域づくりを進めるとともに、様々な団体の連携を強化することで、多くの人や地域が一体となり本市の環境を育むまちを目指します。

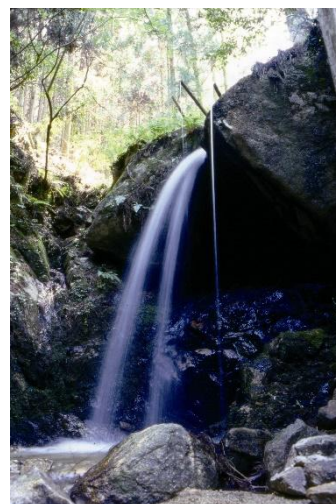
基本目標1 人と自然が共生するまち（自然環境）

私たちに数々の恵みを与えてくれる森林や里山、農地などの多様な自然環境と、これらの環境に生息する多様な生きものを守ります。また、自然とのふれあいを通じて自然を大切にする心を育むことで人と自然が共生するまちを目指します。

本市には、阿星山や岩根山をはじめとする南北の山系や市街地周辺に広がる里地里山、野洲川など、身近に豊かな自然環境が残されています。これらの自然環境は、私たちや生きものに必要な水や食料などの恵みをもたらすだけでなく、土砂流出を防止したり大気や水質を浄化するなど、多様な役割を果たしています。

これらを踏まえ、森林や里山、農地などの自然環境とそこに生息する生きもの、それらがもたらす恵みを持続的に利用できるよう木質バイオマス*燃料の活用や河川美化などを通じて適切に保全・再生を行います。また、自然とのふれあいを通じて、自然を大切にする心を育み、人と自然が共生するまちを目指します。

【紫雲の滝】



基本目標2 安全・安心にくらせるまち（生活環境）

誰もが環境美化を心がけ、公害の未然防止に向けた対策が自発的に行われることで、公害や不法投棄のない美しく安全・安心にくらせるまちを目指します。

本市は、良好な河川の水質が維持されているとともに、騒音や振動などの面においても概ね良好な状態が保たれています。一方で、ごみのポイ捨てや不法投棄が依然問題となっており、対策を強化していくことが求められています。

これらを踏まえ、誰もが安全・安心にくらせるよう大気や河川などの監視や公害の未然防止に向けた対策を進めるとともに、一人ひとりが環境美化を心がけ、美しいまちを保つことで、公害や不法投棄のない美しく安全・安心にくらせるまちを目指します。

【 ポイ捨てされたごみ 】



基本目標3 心豊かなくらしと文化を育むまち（文化景観環境）

私たちの心を豊かにしてくれる緑や水辺、地域に残る歴史文化を大切に守り未来につなげます。また、ウツクシマツ自生地や旧東海道沿いの風情ある街並み景観など本市ならではの地域資源を守り育むことで心豊かなくらしと文化が根付くまちを目指します。

本市は南北の山系や市街地周辺の田園が織り成す昔ながらの農村景観、東海道沿いの町並み景観など、緑豊かですぐれた景観を有しています。また、「湖南三山」と称される常楽寺、長寿寺、善水寺や国の天然記念物のウツクシマツ自生地、伝統工芸の下田焼、石部例大祭を始めとする様々な伝統行事など、多様な歴史文化・地域資源も残っており、私たちの生活に潤いを与えています。

こうしたすぐれた緑や水辺、地域に残る歴史文化などを未来につなげるため、適切に保全・再生を行います。また、ウツクシマツ自生地や旧東海道沿いの風情ある街並み景観など本市ならではの地域資源を市民・事業者・市が一体となり守り育むことで心豊かなくらしと文化が根付くまちを目指します。

【 下田焼 】



【 長寿寺 】



【 善水寺 】



基本目標4 低炭素・循環型のまち（低炭素・資源循環環境）

食品ロス*削減など3 R*の取組や野洲川を軸とした琵琶湖流域を意識した取組、また、再生可能エネルギー*などの活用を通じて市ならではの低炭素・循環型のまちを目指します。

暮らしに伴う環境への負荷の影響は、私たちの身の回りや市内の環境だけにとどまりません。大量の食品ロス*は運搬や燃焼のために使う化石燃料の使用量の増加を招き、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を増やします。また、琵琶湖につながる野洲川などの河川の様子は、下流の地域や琵琶湖にも影響を与える可能性があります。

これらを踏まえ、食品ロス*削減などの3 R*の取組や野洲川を軸とした琵琶湖流域を意識した取組を進めます。また、全国に先駆けて進めてきたコナン市民共同発電所の導入や再生可能エネルギー*の普及啓発などをさらに強化し、市ならではの低炭素・循環型のまちづくりや脱炭素社会の構築を目指します。

【 太陽光パネル 】



基本目標5 こなんの未来を育む人・地域づくり（人づくり）

市民、事業者、市が協力して環境に関わる人や地域づくりを進めるとともに、様々な団体の連携を強化することで、多くの人や地域が一体となり本市の環境を育むまちを目指します。

環境保全の取組を進めるには、取組に参画する人材の育成や市民、事業者、市の連携が重要です。本市においては、学校だけでなくまちづくりセンターや地域団体、環境保全協議会に所属する団体など様々な場所で多くの人や地域が環境保全活動を行ってきました。

これらの取組を基礎として、更に取組の発展に努め、多くの市民、事業者、市が協力して環境に関わる人や地域づくりを進めるとともに、様々な団体の連携を強化することで、多くの人や地域が一体となり本市の環境を育むまちを目指します。

【 夏休み親子エコ・ものづくり体験講座 】

（間伐材を使った色鉛筆作り）



【 ごみ拾い 】



4. 施策の体系

本計画の環境未来像実現に向けた施策の体系は次のとおりです。

【環境未来像】

【基本目標】

【施策の方向性】

【施策】



環境に関する取組は1つの取組が1つの結果をもたらすのではなく、自然環境や資源循環、地球温暖化対策など様々な環境へ効果をもたらすとともに、経済成長や教育などにも波及します。本計画では、基本目標と持続可能な開発目標（SDGs*）の持続可能な社会の実現を目指す視点を踏まえて施策を推進します。

SDGs*は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、発展途上国、先進国に関わらず普遍的に取り組むものとなっています。

【SDGsの17の目標の内容】

目標		内容	目標		内容
目標1 (貧困)		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	目標10 (不平等)		各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標2 (飢餓)		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	目標11 (持続可能な都市)		包摂的*で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標3 (保健)		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	目標12 (持続可能な生産と消費)		持続可能な生産消費形態を確保する。
目標4 (教育)		すべての人に包摂的*かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	目標13 (気候変動)		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標5 (ジェンダー)		ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	目標14 (海洋資源)		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標6 (水・衛生)		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	目標15 (陸上資源)		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性*の損失を阻止する。
目標7 (エネルギー)		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	目標16 (平和)		持続可能な開発のための平和で包摂的*な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的*な制度を構築する。
目標8 (経済成長と雇用)		包摂的*かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	目標17 (実施手段)		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ*を活性化する。
目標9 (インフラ、産業化、イノベーション)		強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的*かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。			

出典：国際連合広報センターホームページ

TOPIC SDGsと環境基本計画

SDGs*が掲げる17の目標のうち、本計画と関連の深い目標は以下の10の目標となっています。
ここでは、SDGs*の目標ごとに本計画の主な取組と基本目標を整理しました。

目標	SDGsの目標を達成するための取組	関連する基本目標
 2 飢餓をゼロに	目標2（飢餓） 持続可能な農業の促進に向けて、環境保全型農業や地産地消*を進めます。	 基本目標1
 3 すべての人に健康と福祉を	目標3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活の確保に向けて、公害のないまちづくりや環境美化を進めます。	 基本目標2
 4 質の高い教育をみんなに	目標4（教育） すべての人に包摂的*かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進するため、学ぶ機会の充実や環境に関する意識啓発の強化を進めます。	 基本目標3 基本目標5
 6 安全な水とトイレを世界中に	目標6（水・衛生） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理に向けて、野洲川などの河川の美化や水質保全を進めます。	 基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標7（エネルギー） 安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーの利用に向けて、再生可能エネルギー*の利用や省エネルギー化を進めます。	 基本目標4
 11 住み続けられるまちづくりを	目標11（持続可能な都市） 包摂的*で安全かつ強靱で持続可能なまちづくりに向け、再生可能エネルギー*の利用や地球温暖化適応策などを進めます。	 基本目標3 基本目標4
 12 つくる責任 つかう責任	目標12（持続可能な生産と消費） 持続可能な生産消費形態に向けて、3R*の推進や再生可能エネルギー*の利用を進めます。	 基本目標4
 13 気候変動に具体的な対策を	目標13（気候変動） 気候変動及びその影響の軽減に向けて、地球温暖化緩和策及び適応策を進めます。	 基本目標1 基本目標3 基本目標4
 15 陸の豊かさも守ろう	目標15（陸上資源） 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用に向けて、里地里山の保全や野生鳥獣の適正な管理、外来生物*対策を通じて生物多様性*の保全を進めます。	 基本目標1 基本目標3
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標17（実施手段） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ*の活性化に向けて、人材育成や様々な団体の連携強化を進めます。	 基本目標5

基本目標1 人と自然が共生するまち

私たちに数々の恵みを与えてくれる森林や里山、農地などの多様な自然環境と、これらの環境に生息する多様な生きものを守ります。また、自然とのふれあいを通じて自然を大切にする心を育むことで人と自然が共生するまちを目指します。

1 現状と課題

■動植物

本市は標高 700m 以下の低地で、野洲川による運搬の便もあり、天平年間（729 年～748 年）奈良東大寺建立用材をはじめとして、頻繁な伐採や花崗岩の風化を防ぐ砂防工事などが行われていたことから天然林はほとんどなく、大部分がアカマツやモチツツジを主とした二次林となっています。

動物相は、阿星山や岩根山をはじめとした南北の山系や市街地周辺に広がる水田・里山、野洲川など多様な自然環境を有していることから、生態系の上位種・アンブレラ種となるハチクマやオオタカといった猛禽類から、スズメやノウサギといった身近な生きものまで多くの動物が生息しています。

■希少種・外来種等

本市に生息・生育する動植物のうち、希少種・絶滅危惧種[※]として、環境省のレッドリスト及び滋賀県のレッドデータブックに 93 科 189 種が記載されています。ウツクシマツは、湖南市平松の美松山の斜面だけに群生する、根本近くから幹が複数に分かれた美形の極めて珍しい松で、その自生地は国の天然記念物に指定されています。ウツクシマツ群落については、地域と協力した保全が継続して行われていますが、松枯れ被害が進行しており、その対策が課題となっています。

【平松のウツクシマツ自生地】



琵琶湖や琵琶湖につながる河川においては、外来生物法で特定外来生物^{*}に指定されているオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウ、陸地においてはアレチウリなどの分布範囲が拡大してきており、在来植物の生育を脅かす可能性があります。また、本市においてはニホンジカ、イノシシ、カワウなどによる農作物、植林木、放流魚など様々な農林水産物への被害が多発しており、これらへ対応するため、捕獲・駆除が継続的に行われています。

■森林

本市の面積の約 52% を森林が占めています。市の南部には、阿星山から東方にかけて、北部には、名神高速道路西北方の希望が丘から岩根山十二坊・善水寺にかけて山系が広がっています。

[※]希少種・絶滅危惧種は、滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック 2015 年版において本市に分布している種を整理しました。

■市の主な取組

農林保全課

農林保全課では、里山を保全するために下草刈りや間伐などの森林整備を行ったり、農地を保全するために琵琶湖水系の河川に農薬や泥などの濁水を流さない取組や啓発などを行っています。特に、環境保全型農業直接支払交付金事業*（環境こだわり農業直接支払交付金事業）においては、滋賀県環境こだわり農産物の生産計画に基づき、従来より化学物質を5割低減するため、除草剤を使わずに人手除草を行う取組や肥料の施用回数を減らす取組などが行われています。

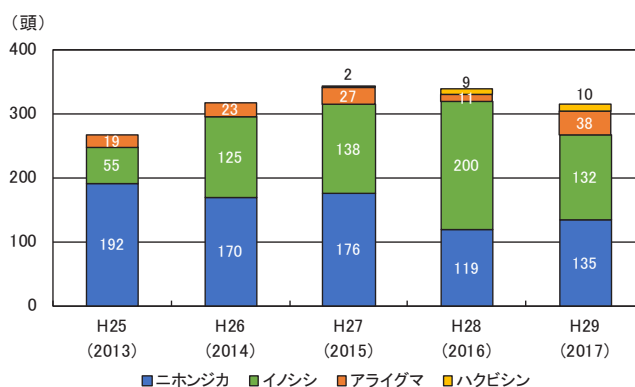
【平成29年度（2017年度）における事業実績】

	多面的機能支払交付金事業	中山間地域等直接支払交付金事業	環境保全型農業直接支払交付金事業*
取組組織	10 組織（集落）	1 組織	18 組織（集落）
取組面積	460ha（市内約80%の農地）	-	312ha（市内約51%の農地）

資料：農林保全課

この他、農林作物や生態系に被害をおよぼすニホンジカやイノシシなどの鳥獣の捕獲・駆除を継続的に行っています。

【一斉駆除事業における捕獲・駆除頭数の推移】



本市を代表する天然記念物、平松のウツクシマツ自生地において病虫害予防駆除や下草刈り、枯損木伐採、間引き、補植樹育成、現地巡回指導など枯れの防除対策と補植樹の育成を中心とする保護増殖事業を行っています。

課題

- ・ウツクシマツをはじめとする貴重な自然環境が各地に存在しており、湖南市らしい多様な自然環境の保全・再生を進める必要があります。
- ・野生鳥獣による、農林水産物への被害が多発しており、今後も継続して捕獲・駆除など生物多様性*の保全にもつながらる取組を進める必要があります。
- ・人口減少による農林業従事者の高齢化や担い手不足が進行しており、農林水産業の担い手の育成により里地里山などの保全・管理を推進する必要があります。

基本目標1 人と自然が共生するまち

■関連の深いSDGsの目標



2 基本目標の実現に向けた市の取組

施策の方向性	施策	市の具体的な取組	担当課
1 多様な自然環境の保全・再生	森林の保全・再生	治山事業及び松枯れ対策などの病害虫の防除・駆除活動を行い、森林の保全・再生を図ります。	農林保全課
	河川やため池の水辺環境の保全・再生	河川愛護活動事業の支援などにより地域と連携して身近な河川やため池などの保全・再生を図ります。	土木建設課 生活環境課
	里地里山の保全と活用	里山保全整備事業や森林の所有者などに対する情報の提供などの支援により、所有する森林の管理を促します。また、新規就農者への支援や耕作放棄地対策、環境保全型農業の実施により農地の荒廃を防ぎ、活用を進めます。	農林保全課 産業立地企画室
2 生物多様性の保全	貴重な生物の保全	大学や地域住民などと連携して生物多様性*の把握に向けた調査研究を進めます。また、ウツクシマツなどの天然記念物や希少生物の保全・保護を推進します。	農林保全課 生涯学習課
	野生鳥獣の適正な管理	ニホンジカ、イノシシなど野生鳥獣について、関係団体と連携して個体管理を図り、農林水産被害の防止に取り組みます。	農林保全課
	外来生物*の対策の強化	外来生物*について、県と連携して情報発信などを行い、侵入の未然防止や分布拡大を防ぎます。	生活環境課
3 人と自然がふれあう 機会の創出	自然にふれあう場の整備と提供	農林業体験や川遊び、身近な自然の観察など自然の大切さを学ぶことができる機会と場を提供します。また、市民が自然に安心してふれあえる場の創出を進めます。	学校教育課 土木建設課
	自然の恵みの観光振興への活用	農林水産物のブランド化の取組を支援するとともに、地元農林産物を給食や観光施設に用いるなど、市民や観光客の地域農業等に対する関心を高めます。また、農村環境、自然環境を活かしたイベントや体験などを推進します。	商工観光労政課 農林保全課 教育総務課 産業立地企画室

基本目標 1 に関する指標

指標	現況値 (H30)	目標値 (R10)	担当課
環境保全型農業直接支払交付金事業*対象生産面積の割合	51%	51%	農林保全課
アンケート項目「森や川などの自然が豊かである」の満足度の割合	28.3%	35%	生活環境課
アンケート項目「自然を体験する活動への参加」の参加割合	28.7%	35%	商工観光労政課

3 基本目標の実現に向けた市民・事業者の取組

施策の方向性	市民の具体的な取組	事業者の具体的な取組
1 多様な自然環境の保全・再生	・山林・河川・農地など身近な自然を保全するため、森づくり活動や河川の美化活動などの環境保全活動に積極的に参加しましょう。 ・山林や農地は、間伐や植林、耕作などにより適切に維持管理しましょう。 ・田畑においては、農薬や化学肥料の使用量を減らし、人や生きものにもやさしい環境保全型農業を実践しましょう。 ・耕作放棄地を利用して、コスモスや菜の花、レンゲなどの景観作物を栽培し、荒廃を防ぎましょう。	・山林・河川・農地など身近な自然を保全するため、森づくり活動や河川の美化活動などの環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。 ・開発や工事の実施にあたっては、事前に環境への影響を把握し対策を行うなど配慮しましょう。 ・田畑においては、農薬や化学肥料の使用量を減らし、人や生きものにもやさしい環境保全型農業を実践しましょう。
2 生物多様性の保全	・生物多様性*の意義や重要性を理解しましょう。 ・多様な生きものの生息場所となる山林や農地は、間伐や植林、耕作などにより適切に維持管理を行いましょう。 ・貴重な生き物の保護・保全活動に積極的に参加・協力しましょう。 ・野生の草花の採取や野生動物の捕獲はむやみに行わないようにしましょう。 ・ブラックバスやブルーギルなどの外来種の持ち込みや放流はやめましょう。	・生物多様性*の意義や重要性を理解しましょう。 ・貴重な生き物の保護・保全活動に積極的に参加・協力しましょう。 ・野生の草花の採取や野生動物の捕獲はむやみに行わないようにしましょう。
3 人と自然がふれあう 機会の創出	・農林業体験や自然観察会に積極的に参加し、自然を大切にすることを育みましょう。 ・農村環境、自然環境を活かしたイベントや体験に協力し、地域活性化を図りましょう。 ・観光農園などを利用して季節の野菜やくだものを味わいましょう。 ・地元農林産物を積極的に購入し、地域活性化につなげましょう。	・農林業体験や自然観察会に積極的に参加・協力し、地域活性化を図りましょう。 ・自然とふれあえる場の整備を検討しましょう。 ・地元農林産物の販売や利用を進め、地域活性化につなげましょう。

基本目標2 安全・安心にくらせるまち

誰もが環境美化を心がけ、公害の未然防止に向けた対策が自発的に行われることで、公害や不法投棄のない美しく安全・安心にくらせるまちを目指します。

1 現状と課題

■騒音・振動・悪臭

市では、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づく規制区域を定め、事業所の監視を行うことにより生活環境の保全が図られています。これまで市が行った市内道路の自動車騒音調査では、一部の道路で環境基準値を上回る結果が測定されています。

■大気

市では、大気汚染環境の把握のため、4カ所で年4回大気汚染環境調査を行っていますが、いずれの地点でも環境基準を上回る結果は測定されていません。また、これまで市が行った事業所の排ガス調査でも、規制値などを上回る結果は測定されておらず、良好な大気環境の保全が図られています。

■水質

市では、河川の水環境の把握のため野洲川や茶釜川など13河川16地点において定期的に水質調査を実施しています。一部の地点における大腸菌群数の数値を除き、概ね良好な値で推移しています。なお、大腸菌群数については夏期の数値が特に高く、市域に限らず流域全体でも環境基準値を超過する傾向にあります。また、市が行う事業所の排水調査により監視が行われ、水環境の保全が図られています。

■不法投棄

不法投棄は、山間部、河川敷、道路脇、田畑、ごみステーションの周辺に集中して発生しており、平成29年度（2017年度）には、総数で185回、13,880kgの回収を行っています。

■公害苦情処理状況

年間の公害苦情件数は、10件から30件で推移しており、平成29年度（2017年度）は33件となっています。事業所の活動に伴う公害苦情だけでなく、住民生活に伴う騒音や悪臭、野外焼却に関する相談も多くありますが、大きな公害は発生していません。

■環境美化

身近な河川環境を守るため、河川愛護活動事業を通じて毎年7月に各地区で河川美化活動や一斉清掃を市民と協力して行っており、河川環境を保全するだけでなく、地域の交流の場の一つとして地域力を育む行事にもなっています。

【 県下一斉清掃運動 】



■市の主な取組

生活環境課

生活環境課では、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、騒音・大気・水質などの調査を行い、環境の把握と公害の監視を継続して行っています。また、県や環境関係団体と連携し、環境保全のための情報共有を行っています。

市内の環境美化を進める取組として、不法投棄物回収のパトロールや環境保全協議会の活動において清掃や啓発などを行っています。

【不法投棄されたごみ】



【不法投棄回収量の推移】

(年度)	衛生センター(kg)	リサイクルプラザ(kg)	合計(kg)
H25(2013)	6,060	5,800	11,860
H26(2014)	5,330	4,270	9,600
H27(2015)	5,240	4,410	9,650
H28(2016)	6,340	6,220	12,560
H29(2017)	6,730	7,150	13,880

資料：生活環境課

上下水道課

上下水道課では、市民の快適な生活環境の改善と河川等公共用水域の水質保全を目的として毎年計画的に下水道の整備を進めており、平成 29 年度（2017 年度）現在、下水処理人口普及率は 97.4%と、全国平均（78.8%）及び県内平均（89.7%）を上回っています。また、平成 23 年度からは整備した施設の有効利用を目指し、広報活動の充実や下水道未接続者への接続指導を強化し、水洗化の普及促進に努めた結果、平成 29 年度末で水洗化率 93.9%となっています。

課 題

- ・大気、騒音・振動、水質、有害化学物質*などの監視が実施されており、今後も継続して公害の発生防止に努め、良好な環境を維持する必要があります。
- ・多くの市民が環境美化活動に参画しているものの、年間約 10t を超える不法投棄の回収を行っており、ごみのポイ捨てや不法投棄をしない・させない環境づくりの強化が必要です。



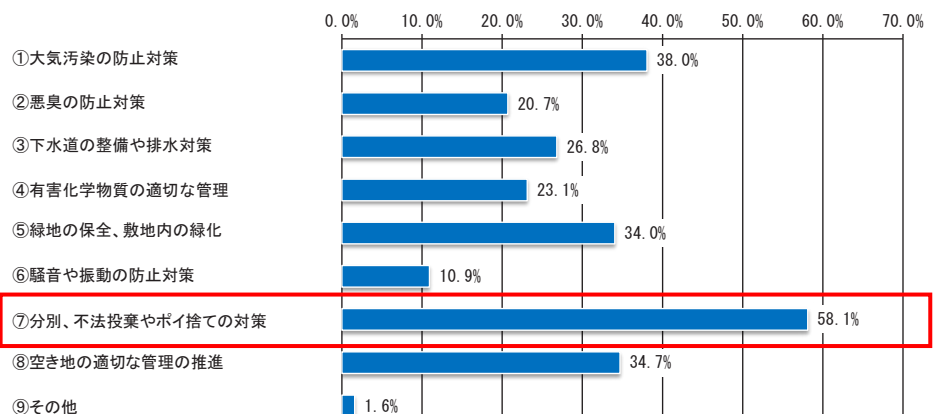
2 基本目標の実現に向けた市の取組

施策の方向性	施策	市の具体的な取組	担当課
4 公害のないまちづくり の推進	環境公害などの継続的な監視	大気、騒音・振動、河川水質、有害化学物質*、放射線量などについて、県と連携して定期的な測定・調査を行い、その結果を広報「こなん」や市のホームページで公表します。	生活環境課
	公害の未然防止	化学物質や農薬などについて、情報発信などにより適正な使用・削減をサポートします。 工場・事業所などに対する関係法令に基づく規制・指導を徹底します。 事業者との環境保全協定*の締結により、公害の未然防止を図ります。	生活環境課
5 環境美化の推進	ポイ捨て行為やペットに関するマナー対策の強化	ごみのポイ捨て防止やペットマナーに関する情報を広報「こなん」や市のホームページで公表します。また、頻繁に犬猫のフンなどが放置されている場所については、フンの持ち帰りを促す啓発看板などの設置を検討します。	生活環境課
	ごみの不法投棄と環境美化対策の強化	ごみの散乱防止や不法投棄に関する啓発を徹底するとともに、地域住民や関係機関と協力して監視パトロールなどを行い、不法投棄の発生抑制に取り組みます。また、地域の愛護活動などを通じて地域住民と連携した道路や河川等公共域の美化対策を図ります。	生活環境課 土木建設課 農林保全課

TOPIC アンケート調査結果からみるごみ問題

平成30年（2018年）に実施した環境に関するアンケート調査では、道路などへのごみのポイ捨てに不満を持っている回答者が多く、また、今後重点的に進める生活環境の取組として、「⑦分別、不法投棄やポイ捨ての対策」を挙げる回答者が半数以上となっています。以上のことから市民がごみ問題に高い関心を持っていることがうかがえます。

【今後重点的に進める生活環境の環境保全対策】



基本目標2に関する指標

指標	現況値 (H30)	目標値 (R10)	担当課
環境保全協定*の締結事業所数	151 事業所/204 事業所	175 事業所/204 事業所	生活環境課
不法投棄回収量※	14.3 t / (16,328 t)	13.0 t / (16,479 t)	生活環境課
アンケート項目「道路などにごみが投げ捨てられていない」の満足度	9.8%	20.0%	生活環境課

※現況値及び目標値の()の数値はごみ総収集量を示す。

3 基本目標の実現に向けた市民・事業者の取組

施策の方向性	市民の具体的な取組	事業者の具体的な取組
4 公害のないまちづくりの推進	・家庭排水の適正な処理や農薬などの適正使用、下水道への接続などにより、河川水質への負荷を軽減しましょう。 ・公共交通や自転車といった環境への負荷が少ない交通手段の選択や自動車の適正な使用、野焼き防止などにより、日常生活に伴う大気への負荷をできるだけ軽減しましょう。 ・車を購入する際は、電気自動車など低公害車を選択しましょう。 ・家庭からの騒音などにより、近所に迷惑をかけないようにしましょう。	・排水基準をはじめ、大気環境・水質などに関する法令などの遵守を徹底しましょう。 ・騒音が発生する工事などでは、防音壁を設置するなど、騒音を防止しましょう。 ・事業用の車を購入する際は電気自動車など低公害車を選択しましょう。 ・製品の製造・生産過程において、化学物質の使用を減らすなど環境に配慮するとともに、環境負荷の少ない製品の開発を進めましょう。 ・市と環境保全協定*を締結し、公害の未然防止を図りましょう。
5 環境美化の推進	・たばこの吸い殻や空き缶、ごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。 ・飼っているペットを散歩させる時はフンを放置せず、必ず持ち帰りましょう。 ・地域の清掃活動や、監視パトロールなどに積極的に参加しましょう。	・事業活動で発生した廃棄物は適切に処理しましょう。 ・過剰なサービスの見直しや製品の長寿命化を進めるなど、廃棄物の発生防止に取り組むことでごみを減量化しましょう。 ・地域の清掃活動や、監視パトロールなどに積極的に参加・協力しましょう。

TOPIC 川の生きものと水質

野洲川などの身近な川や水路などの水の綺麗さは、高価な機器を使わなくても調べることができます。

水の中にすむ生きもの（水生生物）の種類は、水に溶けている酸素の量と深い関係があり、川や水路の中にいる水生生物を調べることで、その水が綺麗か汚いか、おおよそのことが分かります。

川や水路の中にいる水生生物を調べて、その場所の水質判定ができれば、どうして水がきれいなのか、どうして水が汚いのか、人のくらしと川の環境の関係を考える良いきっかけになります。また、流域全体に想像をめぐらせれば、川の上流や琵琶湖、海とのつながりについても考えることができます。

●調べ方

国土交通省のホームページに、対象となる水生生物と水質判定の仕方が詳しく紹介してあるワークシートがあるので活用してみましょう。

きれいな水(水質階級Ⅰ)

カワゲラやサワガニ、ナミズムシ など

ややきれいな水(水質階級Ⅱ)

ゲンジボタル、カワナ、ヤマトシジミ など

きたない水(水質階級Ⅲ)

ミズカマキリ、タニシ、シマイシビル など

とてもきたない水(水質階級Ⅳ)

ユスリカ類、アメリカザリガニ、エラミズ など



出典：「川の生きものを調べよう」（環境省・国交省）

基本目標3 心豊かなくらしと文化を育むまち

私たちの心を豊かにしてくれる緑や水辺、地域に残る歴史文化を大切に守り未来につなげます。また、ウツクシマツ自生地や旧東海道沿いの風情ある街並み景観など本市ならではの地域資源を守り育むことで心豊かなくらしと文化が根付くまちを目指します。

1 現状と課題

■公園緑地

本市には、平成30年度（2018年度）現在、街区公園が11か所、近隣公園が7か所、地区公園が2か所、それぞれ都市計画が決定されており、供用済面積に基づく市民一人当たりの都市公園面積は9.27㎡/人となっています。これらの都市公園に属さない地域の身近な公園・緑地として、地域ふれあい公園が186か所（約16.9ha）整備されており、地域が主体となり維持管理が行われています。

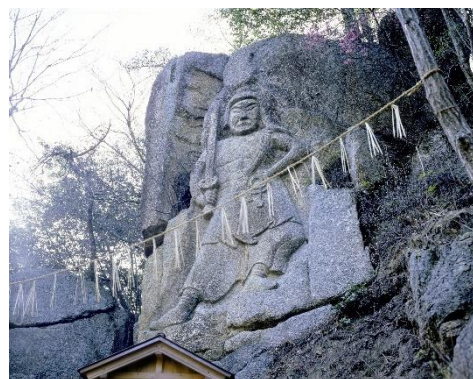
■歴史・文化財

本市は古くは近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として栄え、江戸時代には東海道五十三次の51番目の石部宿が置かれ、街道を中心とした産業や文化が栄えました。また、市内には「湖南三山」と称する国宝の建造物を有する常楽寺、長寿寺、善水寺があり、由緒ある社寺が点在しているとともに、天然記念物のウツクシマツ自生地やステゴドンゾウの足跡化石が出土するなど多様な歴史文化・自然遺産を有しています。

【 常楽寺・本堂と三重塔 】



【 磨崖不動明王 】



■景観

本市には、湖南三山を始めとする社寺、集落によって構成される良好な農村景観や彩り豊かな四季が感じられる自然景観、旧東海道沿道地区の風情ある街並み景観など、多様な景観資源が存在しています。景観法に基づき策定した「湖南市景観計画 改定版」では、野洲川及び国道1号周辺地区と三雲地域旧東海道沿道地区を重点地区に指定しており、湖南市屋外広告物条例の施行や地域と連携して保全に取り組んでいます。

この他、環境省が行った環境保全基礎調査では「十二坊」が自然環境保全上重要な特殊地学景観として挙げられています。また、滋賀県の「守りたい育てたい湖国の自然100選」では、平松のウツクシマツ自生地が選定されています。

一方で人口減少、少子高齢化、核家族化などによる空き家・空き地が増加しており、景観を阻害するだけでなく治安の悪化なども懸念されています。

■市の主な取組

土木建設課

土木建設課では、市道沿線の緑を保全するため、街路樹の管理などを行っています。また国道、県道についてはそれぞれの管理者に維持、整備などの要望を行っています。

農林保全課

農林保全課では、地域で実施する緑づくりに必要な苗木配布を継続して行っています。地域の緑化、保全だけでなく、取組を通じた啓発などにより、市民の緑化意識の向上にもつながっています。

商工観光労政課

商工観光労政課では、本市に伝わる歴史・伝統文化などの継承や地域資源を保全するため、湖南省東海道石部宿まつりなどのイベントを開催しており、市民の歴史・伝統文化などに対する意識醸成につながっています。

生涯学習課

生涯学習課では、毎年文化財講座を開催しており、市民の歴史・伝統文化などに対する意識醸成につながっています。小学3年生による東海道石部宿歴史民俗資料館の見学も受け入れており、文化財保護の大切さについて、認識を広めています。

都市政策課

都市政策課では、指定管理者と連携して、野洲川親水公園魅力向上プロジェクトを実施しています。公園利用団体や高校生、商工会、スポーツ協会、金融機関などが中心となり、野洲川や公園に親しむための景観整備、美化活動などを行っています。また、本市の良好な景観を守るために景観条例と屋外広告物条例を制定し、ルールに基づいた運用により市内の景観の保全に努めています。

【 ぼんのこへんのか祭 】



【 野洲川親水公園魅力向上プロジェクト 】



課 題

- 一部の公園では地域が主体となった維持管理を実施しており、今後も市民と連携したみどりの維持管理が必要です。
- 条例の制定や補助金などの支援により多様な歴史・文化などが保存・継承されており、関連計画に基づき保全・活用していく必要があります。
- 人口減少・核家族化による空き家・空き地が増加しており、関連計画に基づく対策の強化が必要です。

基本目標3 心豊かなくらしと文化を育むまち

■関連の深いSDGsの目標



2 基本目標の実現に向けた市の取組

施策の方向性	施策	市の具体的な取組	担当課
6 水と緑の保全・創出	まちなかの緑の整備・創出	公共施設や街路の緑化を進めます。また、市民の憩いの場であり災害時の避難地となる公園・緑地については市民のニーズなどを踏まえ整備を進めるとともに、既存の公園・緑地についても地域住民と協働で維持管理を進めます。 苗木の配布などにより、地域のみどりを増やす取組をサポートします。	都市政策課 土木建設課 農林保全課
	水辺空間の整備・活用	野洲川親水公園など河川と一体となった公園緑地の整備・活用を通じて野洲川や自然に親しむ場を提供します。	都市政策課
7 歴史・文化の保存・継承	歴史遺産の保存推進	指定文化財や伝統的建造物などについて、地域住民と協働で保存や修理、維持管理を進めます。また、新たな文化財の指定や登録を検討します。	生涯学習課 商工観光労政課
	伝統文化・工芸などの保存・継承推進	地域の伝統文化・工芸の保存と継承を進めるとともに、郷土資料集を活用した勉強会を開催するなど市民が文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。	生涯学習課 商工観光労政課
8 地域資源の保全・活用	ウツクシマツ自生地保全・再生	今後策定予定の湖南市天然記念物平松のウツクシマツ自生地保全活用計画に基づき、地域と協働で幼樹の移植や病害虫防除などを進め、自生地保全・再生を図ります。	生涯学習課 商工観光労政課 農林保全課
	農村景観の保全・形成	湖南市景観計画に基づき、山への眺望や田園風景を阻害するような建築物・屋外広告物が設置されないよう事業者などへの規制・指導を徹底します。	都市政策課
	東海道沿いの町並み景観の保全	湖南市景観計画に基づき、昔ながらの東海道沿いの名所旧跡や伝統的な街並みの保全を進めます。	都市政策課
	空き家・空き地対策の強化	湖南市空家等対策計画及び実施計画に基づき、空き家などの発生抑制と利活用を進めます。	土木建設課
	地域資源の観光振興への活用	ウツクシマツや里地里山、歴史資源などを活用して、自然環境や歴史文化を体験し学ぶツーリズム*などを進めます。また、これらのツーリズム*をサポートする観光ボランティアガイドの育成をサポートします。	商工観光労政課

基本目標3に関する指標

指標	現況値 (H30)	目標値 (R10)	担当課
野洲川親水公園魅力向上プロジェクトの参加人数	157 人/年	200 人/年	都市政策課
歴史・文化財講座などへの参加人数	244 人/年	250 人/年	生涯学習課
観光ボランティアガイド参加人数	19 人	25 人	商工観光労政課

3 基本目標の実現に向けた市民・事業者の取組

施策の方向性	市民の具体的な取組	事業者の具体的な取組
6 水と緑の保全・創出	・家の敷地に花や木を植えて、街中のみどりを増やしましょう。 ・身近な公園や街路樹について、市と連携して花や木を植えたり、落ち葉を清掃するなど、緑化活動やみどりの維持管理に積極的に協力しましょう。 ・野洲川親水公園など水や自然に親しめる場所を積極的に利用しましょう。 ・河川敷や水辺に花などを植え、みどり豊かな沿道景観の形成に協力しましょう。	・建物の敷地や屋上、壁面に花や木を植えて、街中のみどりを増やしましょう。 ・身近な公園や街路樹について、市や地域住民と連携して花や木を植えたり、落ち葉を清掃するなど、積極的に街中の緑化活動やみどりの維持管理に協力しましょう。 ・河川敷や水辺などの緑化活動に協力しましょう。
7 歴史・文化の保存・継承	・地域の祭事の開催に協力するとともに、関連した行事には積極的に参加しましょう。 ・職人の技にふれることができる施設などを通じて、地域の歴史や文化に関心を持ちましょう。 ・地域の歴史や文化を活かしたまちづくり活動などへ参加・協力しましょう。	・地域の歴史や文化に関心を持ち、その保存・継承に参加・協力しましょう。 ・地域の歴史や文化を活かしたまちづくり活動などへ参加・協力しましょう。
8 地域資源の保全・活用	・ウツクシマツを保全する活動に積極的に協力しましょう。 ・家を建て替える時は、周辺の街並みと調和のとれた色やデザインになるよう配慮しましょう。 ・石部宿場の里や歴史民俗資料館などの施設を利用して、旧東海道の歴史などについて関心を持ちましょう。 ・石部宿まつりをはじめとした旧東海道に関するイベントや行事に積極的に参加しましょう。 ・市内で行われるツーリズム*に積極的に参加・協力し、地域の自然や歴史について学び、関心や認識を深めましょう。 ・市内の地域資源を案内する観光ボランティアガイドへの参加・協力を検討しましょう。	・ウツクシマツを保全する活動に積極的に協力しましょう。 ・建物を建てる時は、周辺の街並みと調和のとれた色やデザインになるよう配慮しましょう。 ・屋外広告物などは、周辺の景観と調和を図りましょう。 ・石部宿まつりをはじめとした旧東海道に関するイベントや行事に積極的に参加・協力しましょう。 ・市内で行われるツーリズム*を企画したり取組に積極的に参加・協力しましょう。 ・ツーリズム*などに関わる観光ボランティアガイドなどの育成を検討しましょう。

基本目標4 低炭素・循環型のまち

食品ロス*削減など3 R*の取組や野洲川を軸とした琵琶湖流域を意識した取組、また、再生可能エネルギー*などの活用を通じて市ならではの低炭素・循環型のまちを目指します。

1 現状と課題

■エネルギー

本市では、地域の自然エネルギーを活用した取組を進めています。特に太陽光エネルギーについては全国に先駆けて市民共同発電所を設置しており、平成 29 年度（2017 年度）現在、コナン市民共同発電所として 4 基が稼働しています。売電収入は、こなん地域商品券として出資者に配当され、地域内経済循環の一助となっています。また、「自然エネルギーは地域のもの」をキャッチフレーズとしたこれらの取組は、全国から注目されており、コナン市民共同発電所などを見学するコナン・ツーリズム*として多くの視察団が本市を訪れています。

この他、地域新電力事業を行うこなんウルトラパワー株式会社*と連携して市内公共施設や市内民間企業への電力供給や省エネルギー診断を行ったり、木質バイオマス*設備の導入に向けた事業計画を策定するなど、様々な取組を展開しています。

【コナン市民共同発電所 参考機
十二坊温泉ゆらら】



■温室効果ガス

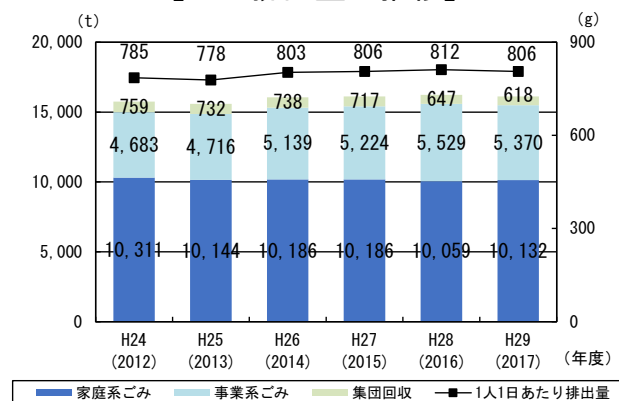
県の統計資料によると、平成 28 年度（2016 年度）における温室効果ガス*排出量は約 80 万 t-CO₂ となっており、滋賀県の排出量の約 6.6% を占めています。本市の部門別の排出割合は、製造業などの産業部門が 62% と最も高くなっており、市域の温室効果ガス*排出に大きな影響を与えています。

■廃棄物

本市のごみ総収集量は平成 29 年度（2017 年度）現在、約 1.6 万 t となっています。ごみは、家庭系ごみが約 6 割を占めていますが、近年は事業系ごみの占める割合が高くなりつつあります。

一般廃棄物*の市民 1 人 1 日当たりの排出量は、平成 29 年度（2017 年度）現在、806 g となっています。

【ごみ排出量の推移】



資料：湖南市一般廃棄物処理計画

■市の主な取組

生活環境課

生活環境課では、ごみの排出抑制やリサイクルを普及させるため、生ごみ処理機購入者に対して費用の一部補助や、不要になった家庭用品を広報「こなん」に掲載し、希望者に再利用していただく交換銀行を行っています。特に交換銀行は、多い時で年間 93 件も活用されており、平成 29 年度（2017 年度）は、39 件の不要品の有効活用につながっています。

この他、地球温暖化対策として、庁舎やまちづくりセンター、保育園などの公共施設でゴーヤの苗作りと配布を行い、緑のカーテンの普及を図ったり、庁舎に雨水タンクを設置し、緑のカーテンの水やりに利用しています。また、低炭素・資源循環型のまちの形成を目指して廃食用油の拠点回収も進めており、平成 29 年度（2017 年度）現在、約 5,000 L の回収を行っています。これらの一部は、廃食用油を使った石鹸作り体験に活用されており、子どもと保護者が資源の大切さを学ぶ機会につながっています。

【 ゴーヤで作られた緑のカーテン 】



地域創生推進課

地域創生推進課では、再生可能エネルギー*を活用した地産地消*の取組を推進するため、親子エコ・ものづくり体験講座や身近な森の活用方法を学ぶ勉強会など市民連続講座を定期的に行っています。また、こなんウルトラパワー株式会社*と連携して、市外に流出している電力料金を市内に還流させることで、エネルギーと経済の循環を進め、地域経済の活性化につなげています。

この他、市の事務事業を対象とした地球温暖化対策として、温室効果ガス*排出量の多い施設を中心に省エネルギー診断の実施やエコオフィス活動などを行っています。

【 間伐材燃料づくり勉強会の様子 】



課 題

- ・自然エネルギーの活用を始めとする様々な地球温暖化対策が行われており、今後も継続して取組を実施するとともに、市民・事業者・市が協力して市域から排出される温室効果ガス*を計画的に削減する必要があります。
- ・ごみの総収集量は 1.6 万 t 前後で推移しており、その大半は可燃物となっています。ごみの排出量を減らすため、食品ロス*削減など 3 R *の取組の強化が必要です。
- ・本市は野洲川の中流部に位置しており、下流地域や琵琶湖の水質への影響が大きいいため、流域を意識した水質などの保全活動に協力する必要があります。

基本目標4 低炭素・循環型のまち

■関連の深いSDGsの目標



2 基本目標の実現に向けた市の取組

施策の 方向性	施 策	市の具体的な取組	担当課
9 地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー*の利用促進	再生可能エネルギー*に関する情報提供の充実を図ります。また、電力自由化に関する情報を提供します。	地域創生推進課 生活環境課
	地域自然エネルギーの観光振興への活用	コナン市民共同発電所を活用したツーリズム*などの取組を継続して進め、地域自然エネルギーに関する意識醸成を図ります。	商工観光労政課 地域創生推進課 生活環境課
	省エネルギーの促進	エネルギー管理に関する情報やE S C O事業*などの情報を提供することで、エネルギー利用に関連する温室効果ガス*の排出抑制を図ります。	地域創生推進課 生活環境課
	その他緩和策の推進	COOL CHOICE*の取組やうちエコ診断などの地球温暖化対策について、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターなどと連携して普及を進めます。また、緑のカーテンの普及を図ります。 湖南市公共施設地球温暖化対策実行計画に基づき、率先してグリーン購入やエネルギー効率の良い設備などへの更新を行うことで、市の公共施設などから排出される温室効果ガス*の抑制を図ります。	地域創生推進課 生活環境課 総務課
	適応策の推進	温暖化が進むことによって今後リスクが高まる熱中症や河川洪水、農業への影響などについて把握し、それらに関する情報提供を行うとともに、国や県などと連携して対策を進めます。	生活環境課

TOPIC 地球温暖化緩和策と適応策について

●緩和策と適応策

地球温暖化対策は、大きく「緩和策」と「適応策」の2つに分けられます。「緩和策」は、私たち一人ひとりが行動することで温室効果ガス*の排出を抑制（緩和）する対策のことです。「適応策」は、地球温暖化の影響による熱中症や豪雨、土砂災害など、避けることが困難な現象について、緑を増やしたり水害対策を行うなどして影響を軽減する対策のことです。温暖化は世界や国だけでなく、私たちの暮らしにも大きな影響を与える可能性があり、一人ひとりが「緩和策」「適応策」を進める必要があります。

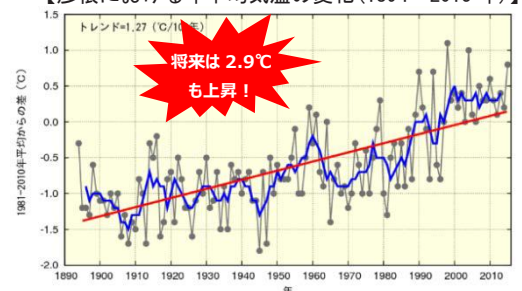
出典：彦根地方気象台ホームページ

●滋賀県の未来天気予報

過去100年の滋賀県の平均気温をみると、約1.3℃上昇しており、このままの傾向が続けば、21世紀末（2100年頃）には約2.9℃も上昇すると予測されています。

この他猛暑日の増加や、熱帯夜が現状から約1か月以上増加することなどが予測されています。

【彦根における年平均気温の変化(1894～2015年)】



施策の方向性	施策	市の具体的な取組	担当課
10 ごみ減量・リサイクルの推進	3 R *の推進	市民や事業者に対して、食品ロス*削減や古紙回収など3 R *の取組普及を図るとともに、3 R *の取組を推進する区や団体などをサポートします。	生活環境課
	ごみ処理体制の整備	ごみの排出量の多い事業所に対して、適正なごみ処理を行うよう指導や啓発を行います。また、事業者との連携強化やごみの回収ルートの見直しなど効率的なごみ収集・処理を行う体制構築を検討します。	生活環境課
	地産地消*の推進	市民や事業者の地産地消*の取組をサポートします。また、市民や観光客に対して地元農林産物や食文化の情報などを提供し、食の安全性をアピールするとともに生産地としての価値を高めます。	商工観光労政課 農林保全課 産業立地企画室
11 琵琶湖とのつながりを意識した流域環境づくり	県や近隣市町と連携した琵琶湖流域の保全・再生	森林・農地・河川・琵琶湖のつながりの重要性について情報を提供するとともに、県や近隣市町と連携して琵琶湖に流入する河川の清掃などを行い、琵琶湖につながる流域の生きものや水質の保全・再生を図ります。	生活環境課 土木建設課
	水の適正な利用促進	節水や雨水活用、適正な農薬使用などに関する情報を提供し、河川の保全を図ります。	生活環境課 農林保全課

TOPIC 森・川・里・湖のつながりについて

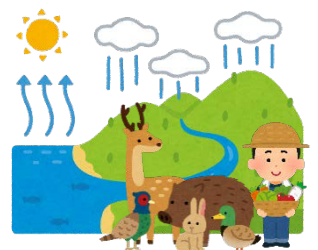
南北の山系や、野洲川などの河川、川沿いに広がる農地は、本市の基盤となる豊かな自然環境を形成しています。

豊かな森は、私たちにとって木材などの林産物の供給源であると同時に、生きものが生きるのに必要な水や有機物などを河川や里に供給しています。

田んぼや水路などの里の水は、カエルやトンボなど多くの生きものを育みながら河川につながり、河川は、魚や水生植物などの生息の場・生態回廊として田んぼや琵琶湖につながっています。本市は琵琶湖に面しているわけではありませんが、野洲川などの流域を通じて深くつながっており、その豊かな生態系が私たちに様々な恵みをもたらしています。

しかし、近年はシカ、イノシシなど野生鳥獣による食害や農林業の担い手不足などにより、森林や里山、農地の荒廃が進んでいます。また、水路や河川では、ナガエツルノゲイトウなどの外来水生植物が侵入したり、河川と水田のつながりが落差などによって分断され、森・川・里・湖のつながりが失われつつあります。

この失われつつあるつながりを守るには、どれか一つを守ればいいのではなく、森・川・里・湖全てを私たちが協力して守っていく必要があります。



基本目標4に関する指標

指標	現況値 (H30)	目標値 (R10)	担当課
1人1日あたりのごみ排出量(総量、家庭系のみ)	(825、507) g/人・日	(846、466) g/人・日	生活環境課
ここぴあ来場者数	186,920 人	200,000 人	産業立地企画室
アンケート項目「再生可能エネルギー*機器を設置している」の割合	17%	25%	生活環境課 地域創生推進課

3 基本目標の実現に向けた市民・事業者の取組

施策の方向性	市民の具体的な取組	事業者の具体的な取組
9 地球温暖化対策の推進	・太陽光発電や薪・ペレットストーブ*などの再生可能エネルギー*や、コージェネレーションシステム*、ヒートポンプ技術*など、エネルギー効率の高い設備の導入を検討しましょう。 ・低炭素・循環型社会を体験し学ぶツーリズム*などに積極的に参加しましょう。 ・省エネナビやH E M S*、環境家計簿などを利用して、家庭内で使用するエネルギーの見える化を進めましょう。 ・家電を買い替える時は、省エネ性能*の優れた製品の購入を検討しましょう。 ・家を建て替える時は、省エネ住宅やZ E H*住宅を検討しましょう。 ・近距離を移動する時は、マイカーの利用を控え、なるべく徒歩や自転車を利用しましょう。 ・外出時にはコミュニティバス「めぐるくん」など公共交通機関の利用を検討しましょう。 ・エアコンの設定温度に気を付けるなど、エコ行動に取り組みましょう。 ・夏場は積極的にゴーヤやアサガオなどを使って緑のカーテンに取り組みましょう。 ・災害に備え、日ごろから防災マップや避難場所の確認を行うとともに、防災グッズを用意しておきましょう。	・再生可能エネルギー*や、コージェネレーションシステム*、ヒートポンプ技術*など、エネルギー効率の高い設備の導入を検討しましょう。 ・低炭素・循環型社会を体験し学ぶツーリズム*などに積極的に協力しましょう。 ・省エネ診断やB E M S*などを利用して、事業所内で使用するエネルギーの効率化を進めましょう。 ・設備を買い替える時は、省エネ性能*の優れた製品の購入を検討しましょう。 ・建物を建て替える時は、省エネ型やZ E B*を検討しましょう。 ・販売店では省エネ性能*の優れた設備などに関する情報を顧客に提供し、積極的導入を促しましょう。 ・出張の際は、なるべくバスや電車などの公共交通機関の利用を検討しましょう。 ・エアコンの設定温度に気を付けるなど、エコ活動に取り組みましょう。 ・夏場は積極的にゴーヤやアサガオなどを使って緑のカーテンに取り組みましょう。 ・温暖化が進むことによって今後リスクが高まる熱中症などの影響について、自らの事業活動への影響を把握し、実施可能な対策から実践しましょう。

TOPIC 家の断熱化について

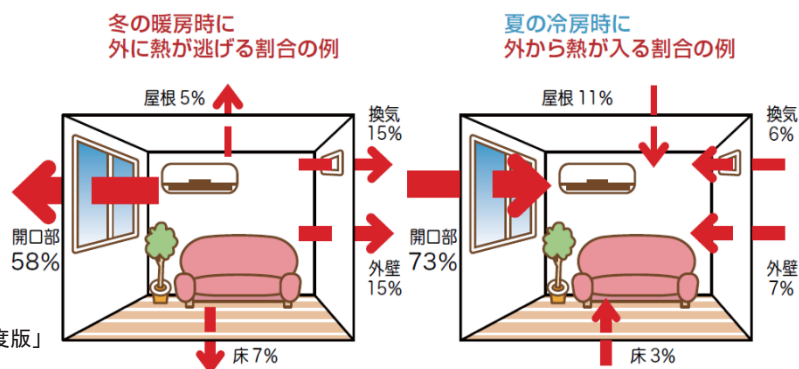
住宅の断熱は省エネ対策にも有効です。

窓について、何も対策を行わない場合、暖房使用時に 58%の熱が外へ逃げ、冷房使用時においても外から73%の熱が入ってくるため、非効率であることが分かります。

窓ガラスを複層ガラスにするだけでも大きな断熱効果が得られ、ヒートショックのリスク低減や冷暖房の使用量の抑制にもつながります。

出典：「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬 2017 年度版」
(資源エネルギー庁)

【住宅の断熱をしない場合の熱の移動の様子】



施策の方向性	市民の具体的な取組	事業者の具体的な取組
10 ごみ減量・リサイクルの推進	・日常生活の中で3 R *に積極的に取り組み、ごみの減量化、資源の有効利用に取り組みましょう。 ・お菓子などの紙箱やチラシ、プリント類、包装紙などは、燃えるごみに出さず、古紙回収に出しましょう。 ・食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス*）を減らしましょう。 ・市の廃食用油回収に協力しましょう。 ・地元産の農林産物を購入・利用しましょう。	・事業活動の中で3 R *に積極的に取り組み、ごみの減量化、資源の有効利用に取り組みましょう。 ・環境ラベルなどを活用し環境に配慮した製品を購入（グリーン購入）しましょう。 ・食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス*）を減らしましょう。 ・地元産の農林産物を購入・利用しましょう。
11 琵琶湖とのつながりを意識した流域環境づくり	・河川の生きもの調査や美化活動に参加し、森林・農地・河川・琵琶湖のつながりの重要性について関心を持ちましょう。 ・保有する山林や農地を適切に維持管理し、これらの持つ水源かん養機能*の維持・向上を図りましょう。 ・節水や雨水利用など、水資源の有効利用に組み込みましょう。	・河川の生きもの調査や美化活動に参加・協力し、森林・農地・河川・琵琶湖のつながりの重要性について関心を持ちましょう。 ・節水や雨水利用など、水資源の有効利用に組み込みましょう。

TOPIC 廃食用油回収に協力しましょう！

天ぷらや揚げ物等に利用した食用油は、紙などに染み込ませたり、固形化した後ごみとして捨てられています。しかし、植物性の廃食用油は石鹼やバイオディーゼル燃料*として再利用することができます。

本市では、年間約 5,000L もの廃食用油を回収しており、これらの一部は廃食用油を使った石鹼作り体験に活用されています。今後は、バイオディーゼル燃料*として精製し、地域内のトラックの燃料などとしての利用も検討されています。地域内での資源循環を進めるため、廃食用油の回収に協力してみませんか。

●廃食用油の出し方

2L 以下の容器（ねじ式の確実にフタができる透明のペットボトル）に、廃棄する食用油（植物性のもの）を入れて、しっかりフタを閉めて、指定の回収場所に備え付けてある入れ物にそのまま入れてください。

●廃食用油を回収している場所

各地区のまちづくりセンターや自治会館、公民館 など

詳しくは市ホームページのごみ収集のページを確認ください。

<https://www.city.shiga-konan.lg.jp/>

基本目標5 こなんの未来を育む人・地域づくり

市民、事業者、市が協力して環境に関わる人や地域づくりを進めるとともに、様々な団体の連携を強化することで、多くの人や地域が一体となり本市の環境を育むまちを目指します。

1 現状と課題

■学校における環境活動の取組

本市の良好な環境を未来に残すには、将来を担う子どもの環境意識の醸成を図る必要があります。本市では全小・中学校において環境活動を推進しており、小学校においては、全校児童を対象に美化活動（クリーン作戦・親子清掃等）を行っています。また、4年生の児童を対象とした林業体験やまのこ事業やリサイクルプラザなどの施設の見学、5年生を対象としたびわ湖に親しむ体験学習フローティングスクールうみのこなど、各学年を対象とした活動も継続的に実施しています。

中学校においても美化活動や緑化活動、また、環境問題について学ぶ機会などが設けられており、子ども達の環境意識の醸成につながっています。

【 やまのこの活動風景 】



■地域における環境活動の取組

まちづくりセンターや図書館、リサイクルプラザなどの施設において様々な環境活動を行っています。リサイクルプラザでは施設の見学や研修、岩根まちづくりセンターや下田まちづくりセンターではホタル学習や子ども講座などを開催しています。

この他、市内の行政区をベースとした7つの地域まちづくり協議会では、環境活動に限らず区や自治会では解決できない課題の解決や住みやすい地域を目指し、地域全体で連携・協力して様々な活動を行っています。

【 ワークショップの様子 】



■環境関連団体

市内において、環境保全協議会に所属する21の団体が、清掃美化や森林保全、水環境の保全、緑化運動などの活動を行っています。具体的な活動内容としては、身近な河川や沿道などの清掃活動や、身近な水質調査、環境学習への協力、募金活動、観察会への参加などとなっています。多くの活動は、学校や教育機関と連携して行われていますが、活動資金や人材の不足、活動に費やす時間がない事などが課題となっています。

この他、淡海エコフオスター制度*にもとづいて継続的なボランティア活動をしている団体が、令和元年（2019年度）現在15団体あり、様々な活動を行っています。

■市の主な取組

学校教育課

学校教育課では、小・中学校を対象に環境学習を進めており、たんぼのこ・やまのこ事業や親子清掃活動、ごみゼロ運動、びわこクリーン作戦など、様々な活動を通じて、将来を担う子どもたちの環境保全意識の醸成を図っています。

たんぼのこ事業



小学校5年生の児童を対象とした、たんぼのこ事業では、社会科の学習で農業について調べたり知ったりしたことを、実際に田植えから稲刈りまで行うことで、生産を高める工夫や努力、農業の大切さについて学んでいます。

親子清掃活動



親子清掃活動では、小・中学校が親子で校内や地域の清掃活動を行っており、自分たちの学校や地域に目を向けるだけでなく、ふるさと意識の醸成にもつながっています。

図書館

市内の小・中学校が環境学習に使用する図書資料の貸出や、図書館で開催している講演会などを通じて環境学習・環境教育の推進を図っています。

課題

- ・環境学習として美化活動やたんぼのこ・やまのこ事業などが行われており、今後も継続して将来を担う子どもたちの環境に関する意識を高めるための取組を進める必要があります。
- ・地域においてもまちづくり協議会や自治会、環境関連団体などによって多様な環境保全活動が行われており、今後も継続して環境保全活動に関わる人材の育成や情報共有を図る交流の場づくりなどを積極的に進めることが必要です。
- ・個々の取組から輪の取組（様々な団体などと連携した取組）を進めるための連携強化が必要です。



1 基本目標の実現に向けた市の取組

施策の方向性	施策	市の具体的な取組	担当課
12 環境保全を担う人づくりの推進	環境教育の推進	子どもたちが自然環境や歴史など市の多様な地域資源について体験し学ぶ機会を積極的に設けるとともに、施設や教材を充実します。また、職員の環境保全意識の醸成を図ります。	学校教育課
	環境学習の推進	環境に関するセミナーの開催や出前講座の活用などにより、市民や事業者が環境に対して理解を深める機会を増やします。	生活環境課
	環境に関する意識啓発の強化	ホームページや広報「こなん」、湖南市公式アプリ「こなんいろ」、SNS*、市主催のイベントなどを活用して、環境に関する最新の情報や環境保全につながる行動などの情報提供を行い、環境に関する意識の醸成を図ります。	秘書広報課 生活環境課
13 環境保全を担う地域づくりの推進	地域組織や環境関連団体の取組推進	地域組織や環境関連団体の活動がさらに充実するよう活動の場の提供や周知などの支援を進めます。また、県などと連携して環境保全活動を担う人材の育成を図ります。	生活環境課
	事業者の取組推進	環境配慮指針の周知を通して、事業者の環境保全意識を醸成し、事業活動における積極的なCSR活動*をサポートします。また、県などと連携して環境保全活動を担う人材の育成を図ります。	生活環境課
14 人と地域を結ぶ体制の構築	環境関連情報をまとめたサイトの整備	環境に関する情報を気軽に入手・発信するため、環境に関する情報をまとめたサイトの整備・運用を検討します。また、外国人のための外国語による情報発信なども検討します。	秘書広報課 生活環境課 人権擁護課
	様々な活動主体間の連携強化	環境に関する取組を効果的に進めるため、国や県、近隣市町との連携を強化します。また、市民と団体、団体同士の連携、専門的な知見や人材等を有する事業者などとの連携を強化するための体制を構築し、計画を推進します。	生活環境課

基本目標5に関する指標

指標	現況値 (H30)	目標値 (R10)	担当課
市内小・中学校の環境学習の延べ参加人数	8,106 人	8,972 人	学校教育課
環境ボランティアの宣言者人数	30 人	50 人	生活環境課
企業などとの連携事業の実施件数	8 件/年	10 件/年	生活環境課

2 基本目標の実現に向けた市民・事業者の取組

施策の方向性	市民の具体的な取組	事業者の具体的な取組
12 環境保全を担う 人づくりの推進	・県や市が開催する環境に関するセミナーやイベント、また、地域の自然観察会などの体験活動に積極的に参加し、環境に対する関心や認識を深めましょう。 ・環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動しましょう。また、市などが行う情報収集に協力しましょう。	・県や市が開催する環境に関するセミナーやイベント、また、地域の自然観察会などの体験活動に積極的に参加・協力し、環境に対する関心や認識を深めましょう。 ・環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動するようにしましょう。また、市などが行う情報収集に協力しましょう。 ・環境に関する教育や研修を行い、環境保全を担う人材を育成しましょう。
13 環境保全を担う 地域づくりの推進	・地域組織や環境関連団体、事業者などの環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。 ・地域における環境問題・課題は、地域で共有し解決を図りましょう。 ・学校やイベントなどで学んだ環境に関する知識を、家族や友人に伝え、共有しましょう。	・C S R 活動*として、地域組織や環境関連団体などの環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。 ・小中学校の事業所見学などに積極的に協力しましょう。 ・自社で行う環境に配慮した製品の利用・製造や環境保全活動について、ホームページやチラシなどで積極的に発信しましょう。
14 人と地域を 結ぶ体制の構築		



第4章

重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの設定

本計画の目指す環境未来像を実現するには、さまざまな施策を計画で示した方向性に沿って、市民や事業者の参加と協力を得ながら着実に実施していく必要があります。このため、市民や事業者、市が連携し、集中的に取り組むことで計画全体を導いていくような先導的かつ重点的な取組を、重点プロジェクトとして位置づけます。

本計画では、以下に示す3つを重点プロジェクトとして設定し、計画を効率的に進めていきます。

【3つの重点プロジェクト推進のイメージ】

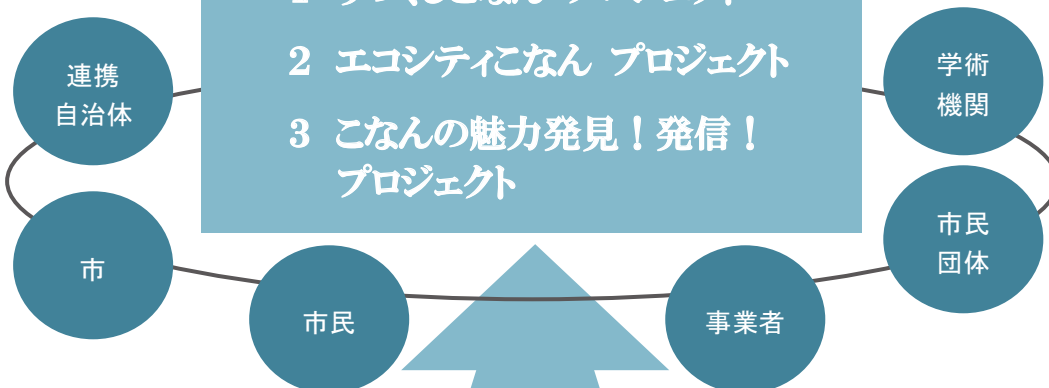
■ 目指す環境未来像

野洲川の清流 山々の景色
歴史が育むうつくし湖南

目指す環境未来像の実現に向け、
3つの重点プロジェクトを推進

■ 3つの重点プロジェクト

- 1 うつくしこなん プロジェクト
- 2 エコシティこなん プロジェクト
- 3 こなんの魅力発見！発信！プロジェクト



■ 5つの基本目標

人と自然が共生するまち

安全・安心にくらせるまち

心豊かなくらしと文化を育むまち

低炭素・循環型のまち

こなんの未来を育む人・地域づくり

【重点プロジェクトと基本目標の関係】

		重点1 うつくしこなん プロジェクト	重点2 エコシティこなん プロジェクト	重点3 こなんの魅力発 見！発信！ プロジェクト
基本目標1	1 多様な自然環境の保全・再生	○	○	○
	2 生物多様性*の保全			○
	3 人と自然がふれあう機会の創出			◎
基本目標2	4 公害のないまちづくりの推進	○		○
	5 環境美化の推進	◎		○
基本目標3	6 水と緑の保全・創出			○
	7 歴史・文化の保存・継承			○
	8 地域資源の保全・活用			◎
基本目標4	9 地球温暖化対策の推進	○	◎	○
	10 ごみ減量・リサイクルの推進	◎	○	○
	11 琵琶湖とのつながりを意識した 流域環境づくり	○	○	○
基本目標5	12 環境保全を担う人づくりの推進	○	○	○
	13 環境保全を担う地域づくりの推進	○	○	○
	14 人と地域を結ぶ体制の構築	○	○	○

※「◎」は、重点プロジェクトに関係の深い施策の方向性を示す。

2. 重点プロジェクト

重点1 うつくしこなん プロジェクト

(1)ねらい

廃棄物の排出削減、地域内循環

私たちが生活や活動を行っていく上で、廃棄物の発生は避けられないものです。本市の市民1人1日当たりのごみ排出量は、過去3年減少傾向で県平均も下回っていますが、今後も積極的に削減していくことが望まれます。また、本計画で実施したアンケート調査では、ごみのポイ捨てなどごみ問題に不満を持っている市民が多く、美化活動や意識啓発などを強化することも大切です。

廃棄物の排出削減を更に推進し、ごみの少ないうつくしいこなんを目指すため、3R*や環境美化を通じて市内から排出される廃棄物の削減を図ります。また、不要物の市民間での融通などを通じて、市内から排出される廃棄物の地域内循環を進めます。

(2)プロジェクトの方針

廃棄物の排出削減、地域内循環を図るため、以下の4つの方針を定め、重点的に推進します。

- 方針1 食品ロス*削減を推進します
- 方針2 資源の有効活用を推進します
- 方針3 環境美化を推進します
- 方針4 うつくしこなん実現に向けた情報発信を推進します

■方針1 食品ロス*削減を推進します

市民や市民団体、事業者などと連携して、食品ロス*をなくしてごみの少ないうつくしいまちを実現させる食品ロス*削減運動「うつくしこなん食べきり運動」を展開します。

市民の食べきを促進する取組を行っている飲食店などを「うつくしこなん食べきり運動応援店」として登録を推進します。また、家庭でできる食品ロス*削減の取組やエコクッキング*レシピをホームページや広報「こなん」などに掲載し、市民への啓発を図ります。

■方針2 資源の有効活用を推進します

不要になった家庭用品を広報「こなん」に掲載し、希望者に再利用していただく交換銀行について、さらに活動を普及させるため、市のホームページやSNS*なども活用して不要になった家庭用品の情報発信を行い、若い世代からお年寄りまで幅広い市民が利用できる仕組みとして強化します。また、家庭の不要品をいろいろなものに再生させるリサイクル教室を開催し、不要品の活用を促します。

■方針3 環境美化を推進します

本市においては、見通しが悪く照明が少ない山間部や河川敷、道路脇、田畑などにごみのポイ捨てや不法投棄が発生しています。これまでの対策の主流であった「処理美化」から「未然防止美化」へ、ごみのポイ捨てや不法投棄などを「しない・させない」うつくしいまちづくりへと発想を転換するとともに、未然防止に向けた取組を進めます。

特にポイ捨てや不法投棄が多い場所について、市民や事業者と協働でパトロールなどを行い、ポイ捨てや不法投棄の未然防止を図ります。また、小中学生を対象に、美化活動だけでなく、ごみのポイ捨てや不法投棄が環境に与える影響などについて学ぶ機会を提供し、将来を担う子どもたちの環境意識の向上を図ります。

■方針4 うつくしこなん実現に向けた情報発信を推進します

方針1～3に示した方向性を効果的に実現させるため、ホームページや広報「こなん」、湖南市公式アプリ「こなんいろ」、SNS*など様々な媒体を用いてうつくしこなん実現に向けた取組の情報を発信します。

また、本市は外国人人口の比率が県内で最も高く5%を超えており、これら外国人の環境意識向上に向けて、湖南市国際協会などの団体と連携してごみの出し方講座などを開催します。また、ごみの出し方やリサイクルに関する取組を多言語化した広報チラシなどの作成・配布を図ります。

TOPIC 日本の食品ロス*事情

■食品ロス*とは

食品ロス*とは、食べ残しや期限切れまたは腐ってしまった手つかず食品など、本来は食べられるのに、捨ててしまう食べもののことです。

日本では、平成27年度（2015年度）現在、約646万tの食品が食べられないまま捨てられており、これは全ての国民が毎日お茶碗一杯のごはん（約150g）を食べずに捨てるのと同じです。

また、食品ロス*の約半分は家庭から出ており、私たち一人ひとりが意識を持って減らしていくことが大切です。

【食品ロスの種類】



■食品ロス*を減らすとどうなる？

- ・食品ロス*を燃やす時にでる二酸化炭素の量が減り、地球温暖化防止につながります。
- ・ムダになる食べものを買ったり作る時に使うお金がいらないので、お金のムダをなくせます。
- ・外国から輸入する食べものを減らせます。
- ・食べものを食べられるのは、農家など、多くの方の努力のおかげです。また、私たちは生きものの命をいただいて生きています。食べものを残さず食べることは、「ありがとう」の気持ちを表すことにもつながります。



出典：「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」（環境省）

(3) 具体的な取組

■市の取組

方 針	市の具体的な取組	担当課
食品ロス * 削減を推進します	・市民や市民団体、事業者などと連携して、食品ロス * 削減に向けた普及啓発を図ります。 ・食品ロス * 削減運動「うつくしこなん食べきり運動」の P R を行うとともに、市内の飲食店を中心に「うつくしこなん食べきり運動応援店」への登録を呼びかけます。 ・家庭で出来る食品ロス * 削減の取組（エコクッキング *）やレシピについて、市のホームページや広報「こなん」を通じて掲載し、市民への啓発を図ります。	生活環境課
資源の有効活用を推進します	・交換銀行について、多様な世代が利用できるよう、広報誌だけでなく、市内のリサイクルショップと連携したり、市のホームページや S N S * などを活用して「不要なもの」「欲しいもの」についての情報発信を行います。 ・廃食用油や古着、古紙など家庭の不要品を使ったりサイクル教室を開催し、不要品の活用を進めます。	生活環境課 学校教育課
環境美化を推進します	・市民・事業者と連携して不法投棄やごみのポイ捨てがされやすい場所について、環境パトロールを実施し、ポイ捨てなどの未然防止を進めます。 ・小中学生を対象として、美化活動を進めるとともに、景観の悪化やマイクロプラスチック * 問題など、ごみのポイ捨てや不法投棄が引き起こす影響について学ぶ学習会を開催し、環境意識の向上を図ります。	生活環境課 学校教育課
うつくしこなん実現に向けた情報発信を推進します	・食品ロス * 削減やリサイクルなどに関する情報を市のホームページや広報「こなん」、S N S * などを通じて積極的に発信します。 ・外国人の環境意識向上に向けて、ごみの出し方やリサイクルに関する取組を多言語化し、広報チラシなどの作成・配布を行います。	生活環境課



こにゃん®

■市民・事業者の取組

方 針	市民の具体的な取組	事業者の具体的な取組
食品ロス*削減を推進します	・普段から冷蔵庫を整理し、食材の種類・量・期限表示を確認しておきましょう。 ・買い物に出かける前に食品の在庫を確認し、必要なものを必要な分だけ買いましょう。 ・消費期限（安全に食べられる期限）と賞味期限（おいしく食べられる期限）を正しく理解し、買い物しましょう。 ・期限表示が古いものから使用し、特に野菜や生ものなど腐りやすいものは早めに食べきりましょう。 ・料理は食べられる量だけ作りましょう。 ・外食時には食べられる量だけを注文し、残った場合は積極的に持ち帰りましょう。	・「うつくしこなん食べきり運動応援店」に積極的に登録し、食品ロス*削減に取り組みましょう。 ・適正な生産・在庫管理を行い、食品ロス*の発生抑制に取り組みましょう。 ・飲食店などにおいては小盛り、小分けメニューを採用しましょう。 ・飲食店などにおいて、食べ残した料理を持ち帰るための袋や容器であるドギーバッグの導入を進めましょう。
資源の有効活用を推進します	・「不要なもの」「欲しいもの」がある時は積極的に交換銀行を活用しましょう。 ・市が開催するリサイクル教室に積極的に参加し、不要品のリサイクルに取り組みましょう。 ・除草した草の堆肥化や廃食用油の回収など、ごみとして出されていたものの再資源化に取り組みましょう。	・「不要なもの」「欲しいもの」がある時は積極的に交換銀行を活用しましょう。 ・リサイクルショップにおいては、交換銀行の取組に積極的に参加・協力しましょう。 ・除草した草の堆肥化や廃食用油の回収など、ごみとして出されていたものの再資源化に取り組みましょう。
環境美化を推進します	・ごみのポイ捨てや家電製品などの不法投棄について、自ら行わないとともに、ごみは適正に処理しましょう。 ・パトロール活動に参加し、ごみのポイ捨てや不法投棄を未然に防ぎましょう。 ・犬のフンは必ず持ち帰りましょう。	・事業活動で出たごみは、自らの責任で適正に処理するとともに、紙類など再資源化が可能なものについては、積極的にリサイクルしましょう。 ・地域のパトロール活動に参加し、ごみのポイ捨てや不法投棄を未然に防ぎましょう。
うつくしこなん実現に向けた情報発信を推進します	・市のホームページや広報「こなん」などを活用し、積極的に食品ロス*削減やリサイクルなどに関する情報を収集しましょう。	・市のホームページや広報「こなん」などを活用し、積極的に食品ロス*削減やリサイクルなどに関する情報を収集しましょう。

TOPIC エコ料理で食品ロス*を減らそう！

■エコ料理実践ポイント その1

食材はムダなくカットしましょう！

○玉ねぎ

縦半分に切って固いおしりの部分をVの字にカットして切れ目のところから皮をむく。頭の固い部分をギリギリでカットしましょう。

○ブロッコリー

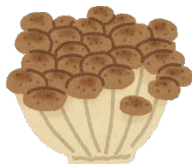
茎を捨てずにやや厚めに皮をむきましょう。

○ナス

ヘタの上の部分をカット。実の部分のヘタをくりと剥がすようにむきましょう。

○しめじ

縦半分に切って、石づきのところギリギリにVの字にカットしましょう。



■エコ料理実践ポイント その2

賢く保存して美味しさをキープしましょう！

○葉野菜

霧吹きなどで軽く濡らしてポリ袋や鮮度保持袋などに入れて冷蔵保存しましょう。

○芯のある野菜

キャベツやレタスなどは、芯をくりぬき、くりぬいた部分にぬれたキッチンペーパーなどを詰めて冷蔵保存しましょう。

○長ネギ

ペットボトルを半分くらいの位置でカットし、ラップで包んで立てて冷蔵保存しましょう。

○根菜類

新聞紙に包んでポリ袋に入れて冷暗所で保存しましょう。



■エコ料理実践ポイント その3

冷凍保存で食材を長持ちさせましょう！

○生で冷凍保存できる野菜や果物

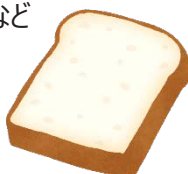
トマト、ピーマン、唐辛子、ネギ、パセリ、レモン など

○冷凍保存できるその他の食材

キノコ類、ちくわ、油揚げ、納豆、食パン など

○調理後小分け冷凍がおすすめの食材

にんじん・大根は軽く茹でてから、小分けにしてラップに包んで冷凍。玉ねぎはみじん切りやスライスにして炒めてから小分けにしてラップに包んで冷凍しましょう。



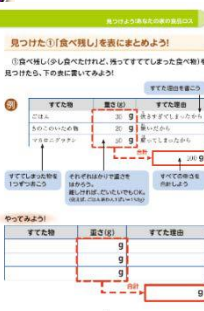
出典：「消費者庁のキッチン」（消費者庁）

TOPIC 家族でチャレンジ食品ロス*削減

環境省では食品ロス*削減に向けた取組を支援するため、「7日チャレンジ！食品ロス*ダイアリー」を公表しています。また、滋賀県においても食品ロス*削減を進めるプロジェクト「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」で「食品ロス*削減アイデア集」を公表しています。

これらを活用して家族みんなで食品

ロス*削減に取り組んでみませんか。 「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」（環境省） 「食品ロス削減アイデア集」（滋賀県）



重点2 エコシティになん プロジェクト

(1)ねらい

湖南省らしさを活かした地球温暖化対策の普及、低炭素社会*の構築

地球温暖化対策を積極的に進めるには、市だけでなく市民や事業者の協力が必要となります。本計画で実施したアンケート調査においても、一人ひとりが節電などの省エネを心がける必要性や再生可能エネルギー*の導入支援が求められています。

本市が地球温暖化防止や低炭素社会*の構築に貢献するエコシティになることを目指し、再生可能エネルギー*の導入や市民一人ひとりのエコ活動を中心とした市内の温室効果ガス*排出抑制に取り組めます。

(2)プロジェクトの方針

地球温暖化対策を推進するため、以下の3つの方針を定め、重点的に推進します。

- 方針1 再生可能エネルギー*の普及を推進します
- 方針2 市民・事業者のエコ活動を推進します
- 方針3 地球温暖化対策を担う人材の育成を推進します

■方針1 再生可能エネルギー*の普及を推進します

本市では全国に先駆けて稼働させているコナン市民共同発電所を中心に、太陽光発電設備の導入や小水力発電*、バイオマス*エネルギーの研究・活用など再生可能エネルギー*の導入・活用を進めています。これらの再生可能エネルギー*について、湖南省地域自然エネルギー地域活性化戦略プランに基づき積極的に普及を図ります。

■方針2 市民・事業者のエコ活動を推進します

地球温暖化対策を効果的に進めるには、市民一人ひとりの取組が重要です。方針1の再生可能エネルギー*導入とともに、省エネルギー機器などの導入や環境に配慮したライフスタイル・事業活動への転換など、地球温暖化防止につながる市民・事業者のエコ活動の普及を図ることで、地球温暖化防止に貢献するエコシティになんを目指します。

■方針3 地球温暖化対策を担う人材の育成を推進します

市民や事業者が地域の環境の大切さや地域で取り組むことの意義に気づき、主体的な活動につながるよう定期的な市民連続講座の開催や、広報誌などで地球温暖化対策に役立つ情報の発信を行い、普及啓発を図ります。また、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターと連携して地球温暖化対策に関する勉強会や研修などを開催し、地球温暖化対策の先導的な役割を担うリーダーやアドバイザーの育成を進めます。

(3) 具体的な取組

■市の取組

方 針	市の具体的な取組	担当課
再生可能エネルギー*の普及を推進します	・太陽光発電や薪・ペレットストーブ*など再生可能エネルギー*の導入に関する様々な情報を提供し、さらなる普及を図ります。 ・市内の小規模分散型市民共同発電所設置に向けた情報発信などを進めます。 ・電力自由化に関する情報を提供し、環境に配慮された電気の利用やエネルギーの地産地消*を進めます。 ・市内の事業所や公共施設、家庭から回収した廃食用油を活用してBDF*（バイオディーゼル燃料*）を精製し、農業施設などでの利用を図ります。 ・公共施設の改修や建替え、防災拠点となる施設の整備において、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギー*の導入を検討します。	地域創生推進課 生活環境課
市民・事業者のエコ活動を推進します	・COOL CHOICE*や日常・事業活動でできるエコ活動について情報を提供し、市民・事業者のエコ活動の普及を図ります。 ・エネルギー効率のよい家電や設備、エネルギーの見える化を助けるエネルギー管理システムなどについて情報を提供し、普及を図ります。 ・省エネルギー型の住宅・建物や、ZEH*・ZEB*に関する情報を提供し、普及を図ります。 ・交通・運輸に係る温室効果ガス*排出を抑制するため、エコドライブに関する情報の提供や、コミュニティバスなどの公共交通機関の利用、徒歩・自転車の利用を呼びかけます。 ・緑のカーテンの実施やカフェや図書館などを利用することで涼をシェアするクールシェアを推進し、ヒートアイランド現象*の緩和を図ります。	地域創生推進課 生活環境課
地球温暖化対策を担う人材の育成を推進します	・地球温暖化対策の推進に役立つ情報の発信や市民連続講座の開催により市民の地球温暖化対策に関する意識の醸成を図ります。 ・地球温暖化に関するビデオの上映会の開催や、小中学校などに地球温暖化に関する教材を貸し出せる体制を整え、意識醸成を図ります。 ・滋賀県地球温暖化防止活動推進センターと連携して省エネ対策などに関する勉強会や相談会を開催し、地域や事業所において地球温暖化対策の先導的な役割を担うリーダーやアドバイザーの育成を進めます。	地域創生推進課 生活環境課

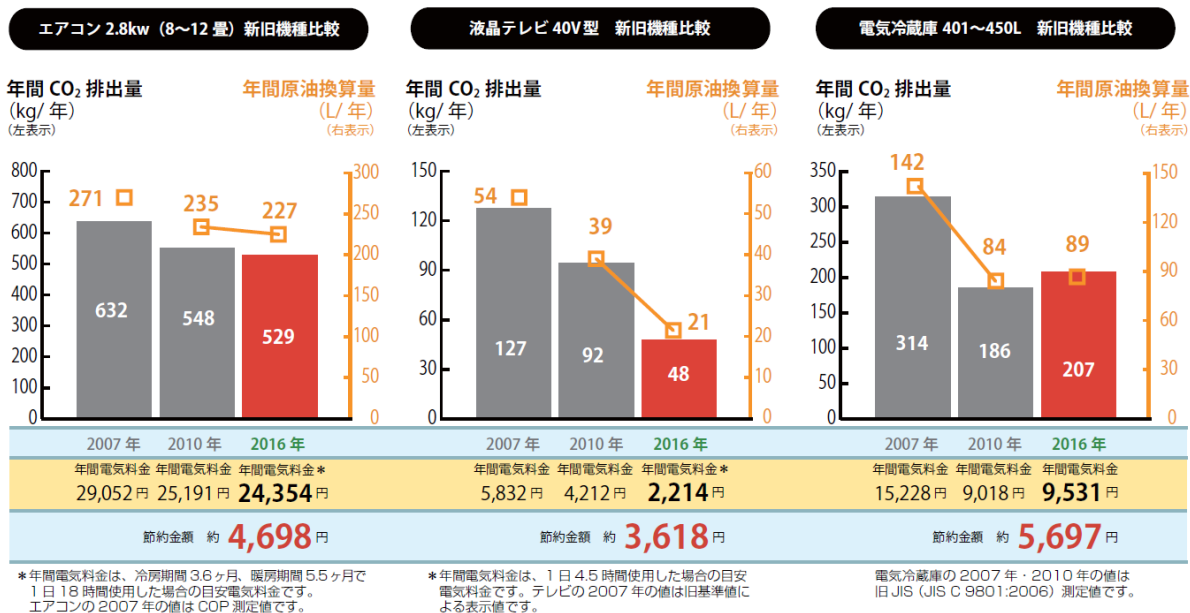
■市民・事業者の取組

方 針	市民の具体的な取組	事業者の具体的な取組
再生可能エネルギー*の普及を推進します	・災害時に備え、太陽光発電など再生可能エネルギー*の導入を進めましょう。 ・エネルギーの地産地消*や地域活性化を図るため、小規模分散型市民共同発電所設置の際は出資などに協力しましょう。 ・二酸化炭素排出係数が低い電力会社に切り替えを行うなど、低炭素なエネルギーの利用を進めましょう。 ・石鹼やバイオディーゼル燃料*として地域での資源循環を進めるため、市の廃食用油の回収に協力しましょう。	・工場や事務所に太陽光発電などの再生可能エネルギー*の導入を進めましょう。 ・エネルギーの地産地消*や地域活性化を図るため、こなんウルトラパワー株式会社*の電力利用や小規模分散型市民共同発電所設置のための出資に協力しましょう。 ・二酸化炭素排出係数が低い電力会社に切り替えを行うなど、低炭素なエネルギーの利用を進めましょう。 ・石鹼やバイオディーゼル燃料*として地域での資源循環を進めるため、市の廃食用油の回収に協力しましょう。
市民・事業者のエコ活動を推進します	・COOL CHOICE*や日常でできるエコ活動を通じて日常生活から出る温室効果ガス*を減らしましょう。 ・家電を新たに買い替える時は、エネルギー効率のよい家電を選びましょう。また、エネルギーの見える化を助けるスマートメーターなどを積極的に導入しましょう。 ・家を建て替える時は、省エネルギー型の住宅や、Z E H*にしましょう。 ・近距離を移動する時は、自動車の利用を控え、徒歩や自転車を利用しましょう。 ・中・長距離を移動する時は、コミュニティバスや電車など公共交通機関を利用しましょう。 ・夏季の暑さ対策として積極的にゴーヤなどの緑のカーテンを栽培しましょう。	・COOL CHOICE*などを通じて事業活動から出る温室効果ガス*を減らしましょう。 ・設備を新たに買い替える時は、エネルギー効率のよいものを選びましょう。また、エネルギーの見える化を助けるエネルギー管理システムなどを積極的に導入しましょう。 ・建物を建て替える時は、省エネルギー型の建物や、Z E B*にしましょう。 ・移動する時は、バスや電車など公共交通機関を利用しましょう。 ・夏季の暑さ対策として積極的にゴーヤなどの緑のカーテンを栽培しましょう。 ・家電販売店では、エネルギー性能の優れた家電などに関する情報を顧客に提供し、積極的導入を促しましょう。
地球温暖化対策を担う人材の育成を推進します	・地球温暖化対策の推進に役立つ情報を積極的に収集し、できるものから実践しましょう。 ・市民連続講座や地球温暖化防止に関するイベントなどに積極的に参加しましょう。	・地球温暖化対策の推進に役立つ情報を収集し、できるものから実践しましょう。 ・既に行っている地球温暖化対策に関する取組や効果について、積極的に情報を発信しましょう。 ・市民連続講座や勉強会などを活用し、地球温暖化対策の先導的な役割を担うリーダーを育成しましょう。

TOPIC 地球温暖化対策で得しよう！その2

■買い替えてお得な家電製品

エアコンや液晶テレビなどエネルギー消費の多い家電製品は、年々製品のエネルギー効率が向上しています。場合によっては、古い機種を長く使うより最新の機種に買い替えることで、電気代の節約やCO₂の排出削減につながります。



出典：「省エネ性能カタログ 2017 年冬版」（資源エネルギー庁）

■省エネ製品買換ナビゲーションシステム「しんきゅうさん」

「しんきゅうさん」は、省エネ製品への買換えによるCO₂削減効果やランニングコスト低減効果などを簡単に比較できるホームページです。

家電を買い替える時の参考にしましょう。

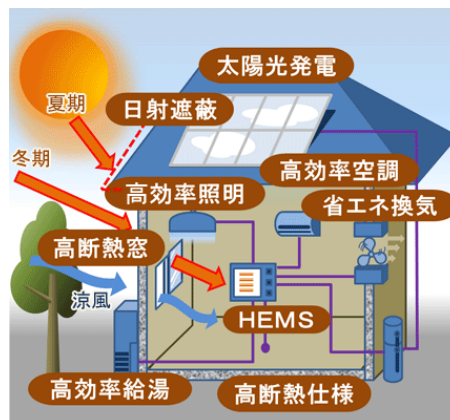


出典：省エネ製品買換ナビゲーションシステム「しんきゅうさん」ホームページ

■環境に優しい次世代住宅、「ZEH」

ZEH*（ゼッチ）は、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」の略語で、エネルギーを効率よく使い、太陽光発電などでエネルギーを創ることで、1年間に消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のことです。

光熱費を下げる点ができる点はもちろん、ZEH*化した住宅に蓄電システムを備えれば、停電した時にも電気を供給できるなど、災害に強い家としても力を発揮します。



出典：「ZEH ロードマップ検討委員会とりまとめ」（資源エネルギー庁）

重点3 こなんの魅力発見！発信！プロジェクト

(1)ねらい

地域資源の保全・活用、地域循環共生圏の実現

本市は緑豊かな自然環境や湖南三山、ウツクシマツ自生地、コナン市民共同発電所などを始めとする多くの地域資源を有しており、田舎体験やまちあるき、コナン・ツーリズム*など多様なツーリズム*を体験できる可能性を秘めています。観光ニーズにおいても多様化がすすみ、地域の特色を生かした体験・交流型観光などの需要が高まっており、これに対応した新たなツーリズム*の創出が求められています。

本市の多様な地域資源をツーリズム*として活用することで、市民や来訪者に本市の魅力を深く知ってもらうとともに、地域資源の保全・活用や地域の活性化など地域循環共生圏の実現につなげます。

(2)プロジェクトの方針

多様なツーリズム*を推進するため、以下の4つの方針を定め、重点的に推進します。

- 方針1 ツーリズム*普及拡大に向けた体制の構築を図ります
- 方針2 地域資源を活かしたツーリズム*を推進します
- 方針3 学校などと連携した環境学習やインターンシップなどを推進します
- 方針4 ツーリズム*に携わる人材の育成・活用を推進します

■方針1 ツーリズム*普及拡大に向けた体制の構築を図ります

本市ではコナン市民共同発電所などの見学を行うコナン・ツーリズムを展開してきましたが、その他多くの地域資源を活用したツーリズム*へと取組を拡大させるため、様々な体験を行う場所や連携を行う学校、団体、企業との調整など、本プロジェクト推進に向けた具体的な内容の検討と推進に向けた体制の構築を図ります。

■方針2 地域資源を活かしたツーリズム*を推進します

これまでの取組に加えて、田舎体験やまちあるきなど地域の自然環境や歴史・文化にふれるツーリズム*、これらのツーリズム*を組み合わせたエコツアーの開催など、地域資源を活かしたツーリズム*を推進し、本市の魅力の再発見・魅力向上を図ります。

■方針3 学校などと連携した環境学習やインターンシップなどを推進します

市内の小中学校や環境関連団体などと連携して、地域の自然や歴史・文化、エネルギー問題について学ぶ体験や見学などを推進します。また、インターンシップや研修などの受入れを行い、様々なツーリズム*の実施を通じて、環境に関する意識の醸成や地域の魅力発見、様々な人々の交流を深めることにつなげます。

■方針4 ツーリズム*に携わる人材の育成・活用を推進します

県やツーリズム*に関わる団体などと連携して、ツーリズム*に関わる人材の育成を推進します。また、育成したガイドやリーダーは、ツーリズム*に協力するだけでなく、主要な観光施設に配置し、積極的な情報発信や取組の紹介により市民や来訪者のツーリズム*への参加を促します。

TOPIC 湖南市のお宝、教えます！

■ウツクシマツ

本市の平松の美松山の斜面に群生するウツクシマツは、その自生地として国の天然記念物にも指定されており、本市を代表する貴重な緑となっています。ここではウツクシマツの保全に向けて県や地域住民と連携した様々な取組を行っています。

【ウツクシマツ自生地】



■十二坊と湖南三山

十二坊（岩根山）には国宝の善水寺があり、長寿寺、常楽寺とともに「湖南三山」として紅葉の名所となっています。

ここでは十二坊の豊かな自然とその周辺に存在する文化財などを活用したトレイルラン*が平成31年（2019年）4月に開催されました。トレイルラン*を通じて、自然への理解を深めるとともに、十二坊の自然や善水寺、摩崖仏などの観光資源の魅力を発信し、地域活性化を図っています。

■コナン市民共同発電所

本市では、全国に先駆けて市民共同発電所を稼働しており、自然エネルギー導入の成功例として多くの視察団が本市を訪れており、コナン・ツーリズム*として、コナン市民共同発電所などの見学が行われています。

【共同発電所の視察】



【滋賀湖南市十二坊トレイルラン* & ウォーク】



TOPIC 地域循環共生圏ってなに？

地域循環共生圏は、『(1)各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、(2)それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森里川海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していく』ことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かすという考え方のことです。本市においても、地域循環共生圏の実現に向けて再生可能エネルギー*の導入やエコツーリズムなどが行われています。

【地域循環共生圏のイメージ図】



出典：地域循環共生圏構築の手引き（環境省）

(3) 具体的な取組

■市の取組

方 針	市の具体的な取組	担当課
ツーリズム * 普及拡大に向けた体制の構築を図ります	・ツーリズム * 普及拡大に向けた目標を設定するとともに、多くの関係者の参加呼びかけや参加の機会を確保します。 ・体験を行う場所や連携を行う学校や企業などとの調整、プロジェクトの具体的な企画など、実践に向けた体制構築を図ります。	生活環境課 商工観光労政課 産業立地企画室
地域資源を活かしたツーリズム * を推進します	・コナン市民共同発電所やウツクシマツ自生地の見学、生きもの調査、田舎体験など本市の多様な地域資源を活用したツーリズム * やエコツアーを推進します。 ・下田なすや弥平とうがらしなど伝統野菜の収穫体験や料理教室の開催、郷土資料集を活用した読み聞かせや勉強会など郷土愛を育むツーリズム * を推進します。	生活環境課 商工観光労政課 地域創生推進課 学校教育課
学校などと連携した環境学習やインターンシップなどを推進します	・市内の小中学校や環境関連団体などと連携して、地域の自然や歴史・文化、保全活動にふれる体験学習や見学などを推進します。 ・県内外の大学などと連携してインターンシップや研修などの受入れを行い、コナン市民共同発電所の取組の紹介やウツクシマツの保全活動への参加、自然や歴史・文化を対象としたツーリズム * を通じて、環境に関する意識の醸成や地域との交流を深めます。	生活環境課 商工観光労政課 地域創生推進課 学校教育課 人事課
ツーリズム * に携わる人材の育成・活用を推進します	・県やツーリズム * に関わる団体などと連携して出前講座や研修を行い、ツーリズム * をサポートする観光ボランティアガイドを育成します。 ・育成したガイドを主要な情報発信施設に配置し、積極的な情報発信や取組を推進します。	生活環境課 商工観光労政課 産業立地企画室

TOPIC ツーリズム*の魅力

ツーリズム*は、地域ぐるみで自然環境や歴史・文化など、地域固有の魅力を市民や来訪者に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのことです。

来訪者に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくことにつながります。



「わたしが変わる」

自然の美しさ・奥深さに気づき自然を愛する心が芽生え、地球環境問題や環境保全に関する行動につながります。



「地域が変わる」

地域固有の魅力を見直すことで、地元へ自信と誇りが生まれ、生き生きとした地域になります。



「そしてみんなが変わる」

私たちの自然や文化を守り未来への遺産として引き継いでいく活力ある持続的なまちになります。

エコ低炭素のススメ（環境省）の「エコツーリズムとは」の説明を基に作成

■市民・事業者の取組

方 針	市民の具体的な取組	事業者の具体的な取組
ツーリズム*普及拡大に向けた体制の構築を図ります	・ツーリズム*普及拡大に向けた組織へ参加・協力しましょう。	・ツーリズム*普及拡大に向けた組織へ参加・協力しましょう。 ・ツーリズム*の企画や支援に協力しましょう。
地域資源を活かしたツーリズム*を推進します	・コナン市民共同発電所やウツクシマツ自生地の見学、生きもの調査、田舎体験など本市の多様な地域資源を活用したツーリズム*やエコツアーに積極的に参加し、地域の魅力を再発見しましょう。 ・伝統野菜の収穫体験や料理教室、郷土資料集を活用した勉強会に積極的に参加しましょう。	・コナン市民共同発電所やウツクシマツ自生地の見学、生きもの調査、田舎体験など本市の多様な地域資源を活用したツーリズム*やエコツアーに参加・協力しましょう。
学校などと連携した環境学習やインターンシップなどを推進します	・地域の自然や歴史・文化、保全活動にふれる体験学習やインターンシップ、研修などについて積極的に協力し、交流を深めましょう。	・地域の自然や歴史・文化、保全活動にふれる体験学習やインターンシップ、研修などについて積極的に協力し、交流を深めましょう。
ツーリズム*に携わる人材の育成・活用を推進します	・ツーリズム*をサポートする観光ボランティアガイドへ参加・協力しましょう。	・ツーリズム*をサポートする観光ボランティアガイドへ参加・協力しましょう。

TOPIC 湖南市に伝わる昔話

■弘法杉とおばあちゃん

今からおよそ千年前のこと、弘法大師さまが大砂川あたりで食事をされたとき、杉のおはしをお忘れになりました。村の人は、そのおはしを弘法大師さまの記念の樹として大切に育てました。そのかいがあって今では大木になり、みんなは、弘法杉と呼ぶようになりました。

その杉のすぐ近くに、足の不自由なおばあちゃんが住んでいました。「どうぞ、この足が楽になりますように。」と、お願いをしながら暮らしていました。

おばあちゃんは、ある夜夢を見ました。

「その足を治すには、近くの弘法杉にお祀りしてある弘法さまにせつせとお参りし、お守りするがよい。」とのお告げがありました。

おばあちゃんは、雨の日も風の日もお供え物を持って、痛い足をひきずってやっとの思いで坂を登ってお参りしていました。そして弘法杉のまわりのそうじをしたり、庵を建てたりして、死ぬまで弘法さまを信じてお参りました。

今では、毎月二十一日の弘法さんの日には、村のおばあちゃんたちが後を受け継いで、お参りのついでをしておられます。



実際の弘法杉

出典：湖南市ホームページ

第5章

計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市をはじめ、その他様々な主体が連携し、取組を進めていくことが重要です。本市においては、下図のとおり、各主体が連携して本計画に記載された施策や具体的な取組を進めるとともに、こうした取組を先導的に進める機関として市民・事業者・市民団体・学識経験者・市などで構成される環境審議会を位置付け、計画全体の着実な推進を図ります。

また、山林・河川や流域が対象となる広域的な施策については、国や県、近隣市町・関係機関などと連携、協力を図りながら推進します。

■環境審議会

環境審議会は、市民、事業者、学識経験者などで構成され、環境の現状や施策の進捗状況などを公平かつ専門的な立場から審議するとともに、環境保全に向けた実践的な取組を企画・提案します。

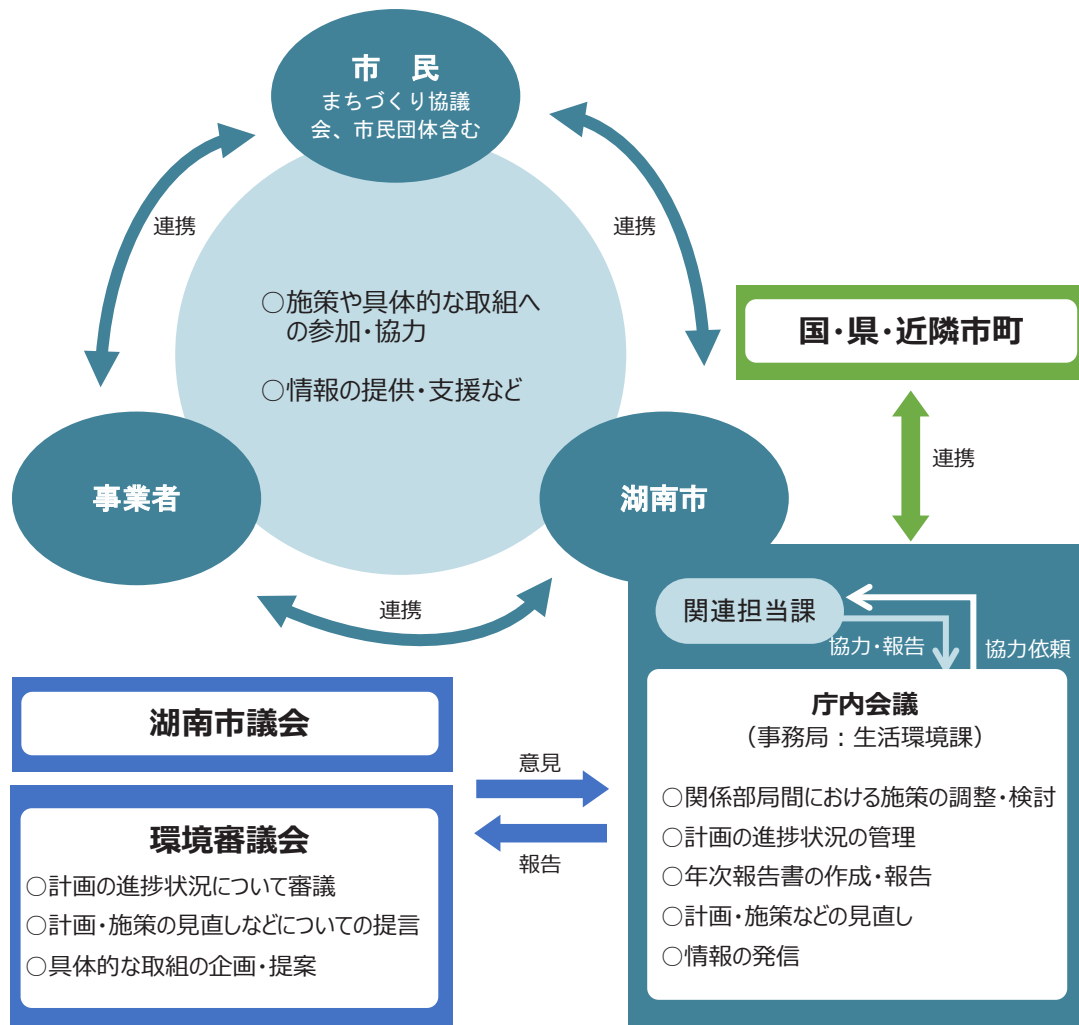
■庁内会議

庁内会議は、副市長を委員長とし、庁内の関係部局から横断的に構成され、環境審議会からの意見・提案などを踏まえ、計画の進行管理、計画の見直しなどを進めます。

■広域的な連携体制

河川や山地などの自然環境の保全や流域の保全に向けた対策を行うには国や県、近隣市町などとの連携が不可欠です。周辺都市と共通する課題に対応していくために、国や県、近隣市町などと連携し、広域的な視点で取組を進めます。

【計画の推進体制】



2. 計画の進行管理

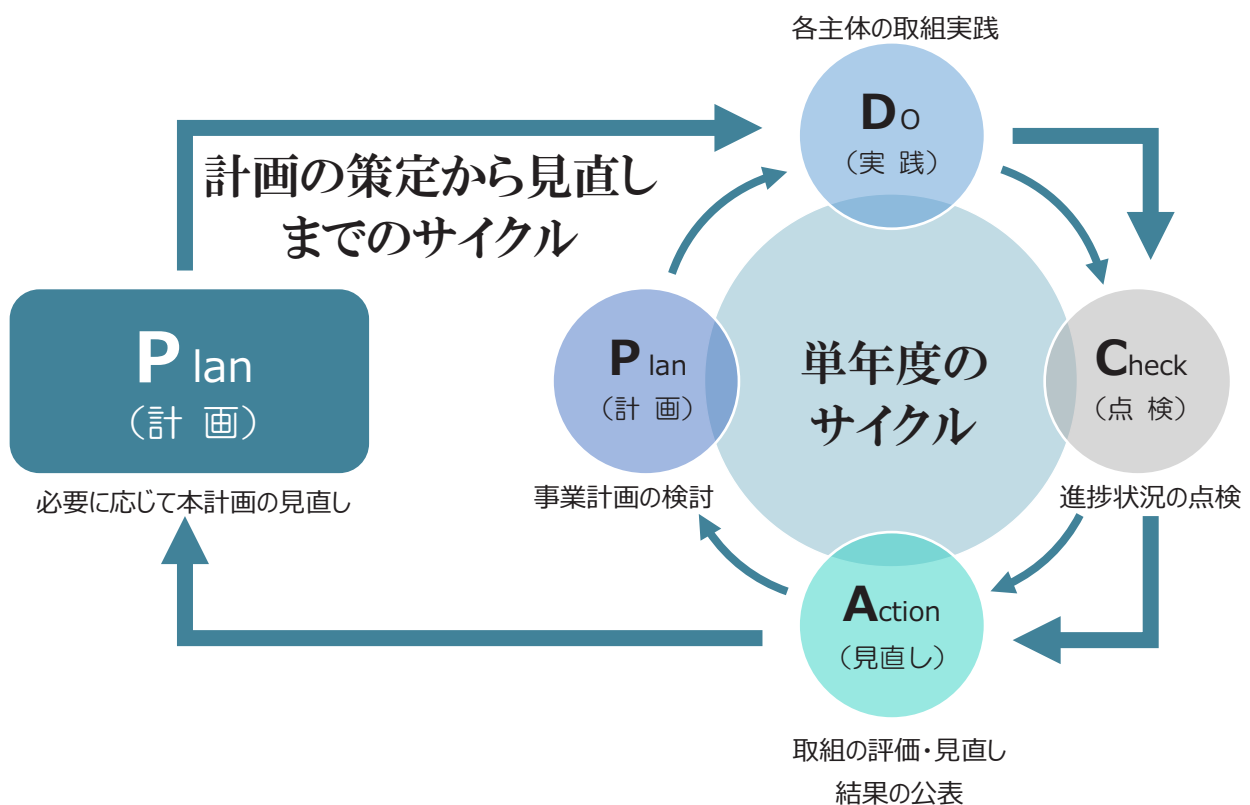
(1) 進行管理の方法

計画を効果的に推進するには、計画の進捗状況を把握・管理し、市民に公表していくとともに、問題や課題が発生した場合は速やかな措置を講じ、計画を見直していくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画の進行をPDCAサイクル*に従って管理します。

本計画の施策や取組の進捗状況、数値目標の達成状況などについて、毎年度点検、見直しを行い、次年度の取組に反映するとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。

【計画の進行管理】



(2) 結果の公表

本計画の進捗状況の点検・評価結果は年次報告書として取りまとめ、広報「こなん」やホームページを通じて公表します。

また、環境審議会においても調査結果を報告して意見を求め、次年度の取組に反映します。

【指標一覧】

指標	現況値 (H30)	目標値 (R10)	備考	担当課
環境保全型農業直接支払交付金事業*対象生産面積の割合	51%	51%		農林保全課
アンケート項目「森や川などの自然が豊かである」の満足度の割合	28.3%	35%	アンケート設問「森や川など自然が豊かである」について「満足である」と回答した人の割合	生活環境課
アンケート項目「自然を体験する活動への参加」の参加割合	28.7%	35%	アンケート設問「ウォーキングや野外キャンプなど自然を体験する活動への参加」について「ある」と回答した人の割合	商工観光労政課
環境保全協定*の締結事業所数	151 事業所/ 204 事業所	175 事業所/ 204 事業所	環境保全協定*の締結事業所数	生活環境課
不法投棄回収量	14.3 t / (16,328 t)	13.0 t / (16,479 t)	不法投棄の年間回収量 現況値及び目標値の()の数値はごみ総収集量を示す	生活環境課
アンケート項目「道路などにごみが投げ捨てられていない」の満足度	9.8%	20.0%	アンケート設問「道路などにごみが投げ捨てられていない」について「満足である」と回答した人の割合	生活環境課
野洲川親水公園魅力向上プロジェクトの参加人数	157 人/年	200 人/年	野洲川親水公園魅力向上プロジェクトに参加した人数	都市政策課
歴史・文化財講座などへの参加人数	244 人/年	250 人/年		生涯学習課
観光ボランティアガイド参加人数	19 人	25 人	湖南省観光ボランティアガイド「あゆむ」の会のガイド人数	商工観光労政課
1人1日あたりのごみ排出量 (総量、家庭系のみ)	825g/人・日(総) 507g/人・日(家)	846g/人・日(総) 466g/人・日(家)		生活環境課
ここぴあ来場者数	186,920 人	200,000 人		産業立地企画室
アンケート項目「再生可能エネルギー*機器を設置している」の割合	17%	25%	アンケート設問「再生可能エネルギー*機器を設置している(太陽光発電やペレットストーブ*、薪ストーブ)」について「いつもしている」と回答した人の割合	生活環境課 地域創生推進課
市内小・中学校の環境学習の延べ参加人数	8,106 人	8,972 人		学校教育課
環境ボランティアの宣言者人数	30 人	50 人		生活環境課
企業などとの連携事業の実施件数	8 件/年	10 件/年	環境に関する事業のうち、企業や大学と連携しているものの件数	生活環境課

資料編

資料 1	施策と担当課一覧	資－2
資料 2	湖南省環境基本条例	資－4
資料 3	計画策定の体制	資－7
資料 4	計画策定の経過	資－8
資料 5	用語集	資－9

資料 1 施策と担当課一覧

基本目標	施策の方向性	施 策	関連課
基本目標 1 人と自然が 共生する まち	①多様な 自然環境の 保全・再生	・ 森林の保全・再生	農林保全課
		・ 河川やため池の水辺環境の保全・再生	土木建設課 生活環境課
		・ 里地里山の保全と活用	農林保全課 産業立地企画室
	②生物多様性の 保全	・ 貴重な生物の保全	農林保全課 生涯学習課
		・ 野生鳥獣の適正な管理	農林保全課
		・ 外来生物の対策の強化	生活環境課
	③人と自然が ふれあう機会の 創出	・ 自然にふれあう場の整備と提供	学校教育課 土木建設課
		・ 自然の恵みの観光振興への活用	商工観光労政課 農林保全課 教育総務課 産業立地企画室
基本目標 2 安全・安心 にくらせる まち	④公害のない まちづくりの 推進	・ 環境公害などの継続的な監視	生活環境課
		・ 公害の未然防止	生活環境課
	⑤環境美化の推進	・ ポイ捨て行為やペットに関する マナー対策の強化	生活環境課
		・ ごみの不法投棄と環境美化対策の強化	生活環境課 土木建設課 農林保全課
基本目標 3 心豊かな くらしと 文化を育む まち	⑥水と緑の 保全・創出	・ まちなかの緑の整備・創出	都市政策課 土木建設課 農林保全課
		・ 水辺空間の整備・活用	都市政策課
	⑦歴史・文化の 保存・継承	・ 歴史遺産の保存推進	生涯学習課 商工観光労政課
		・ 伝統文化・工芸などの保存・継承推進	生涯学習課 商工観光労政課
	⑧地域資源の 保全・活用	・ ウツクシマツ自生地 of 保全・再生	生涯学習課 商工観光労政課 農林保全課
		・ 農村景観の保全・形成	都市政策課
		・ 東海道沿いの町並み景観の保全	都市政策課
		・ 空き家・空き地対策の強化	土木建設課
		・ 地域資源の観光振興への活用	商工観光労政課

基本目標	施策の方向性	施策	関連課
基本目標 4 低炭素・循環型のまち	⑨地球温暖化対策の推進	・再生可能エネルギーの利用促進	地域創生推進課 生活環境課
		・地域自然エネルギーの観光振興への活用	商工観光労政課 地域創生推進課 生活環境課
		・省エネルギーの促進	地域創生推進課 生活環境課
		・その他緩和策の推進	地域創生推進課 生活環境課 総務課
		・適応策の推進	生活環境課
	⑩ごみ減量・リサイクルの推進	・3Rの推進	生活環境課
		・ごみ処理体制の整備	生活環境課
		・地産地消の推進	商工観光労政課 農林保全課 産業立地企画室
	⑪琵琶湖とのつながりを意識した流域環境づくり	・県や近隣市町と連携した琵琶湖流域の保全・再生	生活環境課 土木建設課
		・水の適切な利用促進	生活環境課 農林保全課
基本方針 5 こなんの未来を育む人・地域づくり	⑫環境保全を担う人づくりの推進	・環境教育の推進	学校教育課
		・環境学習の推進	生活環境課
		・環境に関する意識啓発の強化	秘書広報課 生活環境課
	⑬環境保全を担う地域づくりの推進	・地域組織や環境関連団体の取組推進	生活環境課
		・事業者の取組推進	生活環境課
	⑭人と地域を結ぶ体制の構築	・環境関連情報をまとめたサイトの整備	秘書広報課 生活環境課 人権擁護課
		・様々な活動主体間の連携強化	生活環境課

資料2 湖南省環境基本条例

平成19年6月20日 条例第14号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画(第8条)

第2節 環境への配慮(第9条～第11条)

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策(第12条～第16条)

第3章 環境審議会(第17条)

第4章 雑則(第18条・第19条)

付則

湖南省は、南に阿星山、北に岩根山の緑豊かな山並みがあり、中央部に野洲川が流れる自然豊かな街です。川沿いに広がる農地では、その豊かな水を利用して稲作を中心とする農業が古くから営まれてきました。また、かつては旧東海道の宿場町として栄え、豊かな文化が育まれてきました。このことから、社寺仏閣などの文化財も多く残っており、焼き物や藍染め等の伝統工芸や地域に根付いた行事、風習が今も引き継がれ、守られています。

市内には国道1号、名神高速道路といった交通の大動脈が走り、工業化の流れにのって多くの工場が進出してきました。また、京阪神への通勤圏として注目され、多くの住宅地が造成されて流入人口も急激に増加しました。このことに加え、市民の環境に対する考え方の多様化から、地域環境に与える影響が顕著に現れるようになりました。また、市民の生活は都市化し、その利便性は高まりましたが、資源やエネルギーの消費量は増大し、地球の温暖化など地球全体の環境に与える影響も深刻さを増してきています。

私たちには良好な環境のもと、健康で快適な生活を営む権利がありますが、同時に人類存続の基盤である恵み豊かな環境を将来に引き継ぐ責務も負っています。

このため、私たち一人ひとりが環境問題を正しく認識し、環境に配慮した行動を実践していかなければなりません。また、市民、事業者及び市がそれぞれの立場で協力、協働して環境に関する施策を積極的に展開することも重要です。

このことから、環境の保全と豊かな環境の創造のための活動に積極的に取り組み、持続的発展が可能な社会を構築することを目指すとともに、湖南省の環境に対する基本的な事項を定め、環境施策の個別事項の規定を整備するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市における環境の保全と創造について基本理念を定め、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境に関する基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活ができることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動によって環境に加えられる影響のうち、環境の保全に支障をきたすおそれのある影響をいう。
- (2) 環境の保全と創造 現在、市民が享受している良好な環境についてはこれを適正に保ち、現状で改善の余地のある事象については、市民、事業者及び市が各々の立場で行動してより豊かな環境を創り出すことをいう。
- (3) 市民 市内に在住する者及び市内に勤務又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 健全で恵み豊かな環境は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであり、環境の保全と創造の活動には、次に掲げる事項に配慮して積極的に取り組むこととする。

- (1) 環境優先の認識のもとに、自然と調和した恵み豊かな環境を次世代に着実に引き継ぐこと。

- (2) 人の健康の保護、良好な生活環境の確保、自然環境の保全のために、大気、水、土壌等の環境の構成要素を良好な状態に保持すること。
- (3) 「地域の環境は自らがつくる」を基本に、市民、事業者及び市は協働して自治運営すること。
- (4) 地域の個性をいかし、市民の生活に潤いをもたらすために、伝統文化及び歴史遺産を発掘し、保全し、活用すること。
- (5) 人の活動による地球温暖化などの地球環境問題が人類共通の課題になっているため、資源及びエネルギーの消費を抑制し、これらの循環的利用を図ること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指すこと。

(市民等の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念に従い、環境意識を高め、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めることとする。

2 市民は、市の環境の保全と創造に関する施策の策定と実施に参加するとともに、地域における環境の保全と創造に関する活動に事業者及び市と協働して積極的に取り組むこととする。

3 市の区域内に一時滞在又は通行する者は、地域の環境への負荷の低減に努めることとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条に定める基本理念に従い、環境の保全と創造に関する社会的責任を認識してその事業活動に伴う周辺環境への支障を防止し、及び環境への負荷の低減に努めることとする。

2 事業者は、市が実施する環境に関する施策及び市民の環境活動に参加又は協働することとする。

(市の責務)

第6条 市は、第3条に定める基本理念に従い、市の区域の自然的、社会的条件に応じた環境の保全と創造に関する施策及び計画を策定し、実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して環境の保全と創造に取り組むとともに、市民及び事業者の環境の保全と創造に関する取り組みを支援又は協働するよう努めることとする。

3 市は、市民及び事業者が環境に関する意見を述べる機会を確保するための施策を講じるものとする。(県等への協力要請等)

第7条 市長は、市の環境に関する施策の実施に関し、県及びその他の関係機関に協力又は連携して実施することを要請することができる。

2 市長は、市に関係する県及びその他の関係機関の環境に関する施策について意見を述べるができる。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市民は、環境基本計画の策定に際して、意見を述べるができる。

4 市は、環境基本計画の策定にあたっては、第17条で定める環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 市は、環境基本計画の目標年次の満了に際しては、その到達状況等について評価を行わなければならない。また、途中年次においても必要に応じて中間評価を行うこととする。

7 市は、前項の評価結果及び市を取り巻く状況の変化等から環境基本計画の見直しが必要になったときはこれを変更するものとする。

8 第3項から第5項までの規定は、前項の環境基本計画の変更についても準用する。

第2節 環境への配慮

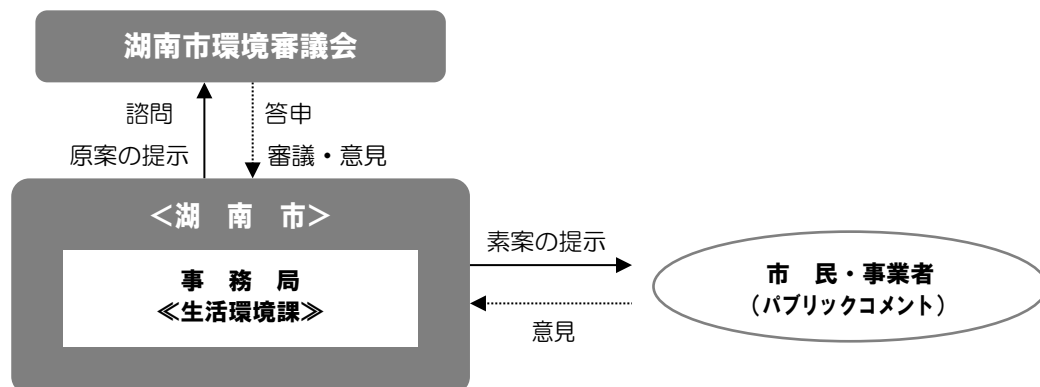
(指針の策定等)

第9条 市は、市民がその日常生活において、又は事業者がその事業活動において、環境に配慮しなければならない指針を策定する等必要な措置を講じるものとする。

2 市民又は事業者は、日常生活又は事業活動を前項の指針に適合させるよう努めるものとする。

資料3 計画策定の体制

■策定体制図



■湖南省環境審議会委員名簿

氏 名	氏 名	所 属 等
学 識 経 験 者	成瀬 龍夫（～H31.3 まで）	滋賀大学名誉教授
学 識 経 験 者	鈴木 一実	滋賀県立大学環境科学部教授
学 識 経 験 者	藤井 絢子	菜の花プロジェクトネットワーク代表
学 識 経 験 者	野呂 昶	元湖南省教育委員長
学 識 経 験 者	池田 浅右衛門	環境有識者
工 業 代 表	及川 清	湖南省工業会
工 業 代 表	船越 涼介（～H31.3 まで）	湖南省工業会
工 業 代 表	内林 毅（H31.4～）	湖南省工業会
工 業 代 表	足立 昌三	湖南工業団地協会
農 林 業 代 表	吉川 哲	滋賀中央森林組合
農 林 業 代 表	高畑 守	農業有識者
商 業 代 表	上西 保	湖南省商工会
市 民 代 表	上西 富男（～H31.3 まで）	湖南省区長会
市 民 代 表	相宗 英明（H31.4～）	湖南省区長会
市 民 代 表	北村 典子	元湖南省女性の会代表
行 政	明石 達郎（～H31.3 まで）	甲賀環境事務所長
行 政	小西 英明（H31.4～）	甲賀環境事務所長

資料 4 計画策定の経過

年 月 日	会 議 等	主な検討内容等
平成 30 年 6 月 28 日～ 7 月 11 日	市民・事業者・地域団体向けアンケート調査の実施	●「湖南省の環境に関するアンケート調査」 （市民 623 人、125 事業者、 12 団体が回答）
平成 30 年 10 月 9 日	第 1 回 湖南省環境審議会	●湖南省環境基本計画評価報告書（案）について ●第二次湖南省環境基本計画策定方針案について
平成 30 年 12 月 18 日	第 2 回 湖南省環境審議会	●評価報告書について ●環境配慮指針および数値目標について
平成 31 年 3 月 29 日	第 3 回 湖南省環境審議会	●重点プロジェクトについて ●第二次湖南省環境基本計画素案について
令和元年 5 月 20 日	第 4 回 湖南省環境審議会	●第二次湖南省環境基本計画案について ●概要版の構成について
令和元年 7 月 1 日～ 7 月 22 日	パブリックコメントの実施	
令和元年 8 月 7 日	第 5 回 湖南省環境審議会	●パブリックコメントの実施結果について ●第二次湖南省環境基本計画案について ●概要版案について

資料5 用語集

<数字・アルファベット>

3R	リデュース（Reduce、発生抑制）、リユース（Reuse、再使用）、リサイクル（Recycle、再資源化）の3つのRの総称のこと。
BDF	Bio Diesel Fuel（バイオディーゼル燃料）の略。大豆、ナタネやパームなどの植物油や使用済み天ぷら油といった廃食油などを原料として精製される。軽油の代替燃料や軽油と混合しての利用が可能。
BEMS	Building Energy Management System の略。商用ビルを対象としたエネルギー管理システムの一つであり、電気使用量の可視化、節電の為に機器制御などを行うシステムのこと。
COOL CHOICE	2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていく取組のこと。
CSR 活動	Corporate Social Responsibility の略。企業活動を社会的公正性や環境保全等の観点から、利益の追求だけではなく、様々な社会的側面、環境的側面においても公益や成果を高め、利害関係者に対して適切な意思決定をし、責任を果たすべきとする社会的責任。これに対する取組みのこと。
ESCO 事業	Energy Service Company 事業の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。
HEMS	Home Energy Management System の略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」、家電機器を「自動制御」などをする。政府は 2030 年までに全ての住まいに HEMS を設置することを目指している。
PDCA サイクル	Plan-Do-Check-Action Cycle の略。生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
SDGs	2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016（平成 28）年から 2030 年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。Web 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。
ZEB	Net Zero Energy Building の略。オフィスビルなどを中心とする業務部門におけるエネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用などにより削減し、年間のエネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のこと。
ZEH	Net Zero Energy House の略。住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電などによってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとする住宅のこと。

<五十音>

ア行

一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第 2 条第 2 項において、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
エコクッキング	エコ（eco）とクッキング（cooking）を組み合わせた造語。キャベツの芯、ダイコンの葉など捨ててしまいがちなものも役立て、食材を無駄なく使う、環境負荷の低減に配慮した料理法のこと。
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、気体のうち赤外線を吸収する能力を持つもののこと。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果もたらされる。
淡海エコフォスター制度	エコ（環境）とフォスター（育成する）を結びつけ、環境こだわり県・滋賀を表す「淡海（おうみ）」を冠した造語。公共的場所の美化および保全のため、県民、事業者等が当該場所を愛情と責任を持ってボランティアで美化清掃する制度で、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と県が一体となった地域活動を推進することを目的としている。

カ行

外来生物	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。外来生物法では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている。
環境保全型農業直接支払交付金事業	化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体や、有機農業に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じて助成する事業のこと。
環境保全協定	事業者自らが、積極的に環境保全の取組を進めるため、事業者と市が締結する協定のこと。事業者は、環境法規制を遵守する旧来の環境管理から、地域環境、さらには地球環境へと、より高い環境目標に自主的に取り組むことが求められている。
グローバル・パートナーシップ	地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。
コージェネレーションシステム	内燃機関・外燃機関の排熱を利用して、動力を取り出すことで総合的なエネルギー効率を高めるエネルギー供給システムの一つ。
こなんウルトラパワー株式会社	小売電気事業を始め、省エネルギー支援、再生可能エネルギー導入支援など地域のエネルギー事業を担う会社として、湖南省、湖南省商工会ほか民間企業 6 社と共同で設立された。市外に流出している電力料金を市内に還流させることで、エネルギーと経済の循環を進め、地域経済の活性化につなげることを目的としている。

サ行

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（生物由来の資源）、地熱などがある。自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。
-----------	--

持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ	国際連合が向こう 15 年間の新たな持続可能な開発の指針（アジェンダ）を策定したもの。先進国を含む全ての国に適用される。
省エネ性能	「省エネルギー性能」の略語。石油・電力・ガスなどのエネルギーを消費していく段階で無駄を省き、効率的に利用し、その消費量を節約する能力のこと。
小水力発電	ダム式の大規模な水力発電ではなく、主として河川や水路などに設置した水車などを用いてタービンを回して発電する方式。
食品ロス	食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
水源かん養機能	地表面あるいは地中を流動している表流水や地下水に対し、河川や地下水の水量を枯渇しないように補給する働き（能力）のこと。都市化などにより、雨水の地下浸透が阻害されると、水源かん養機能が低下する。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性（遺伝的多様性、種内の多様性とも言う）から構成される。
タ行	
地産地消	地域で生産された物を地域で消費すること。新鮮な食材が手軽に入手できることや食に対する安心・安全を感じることができるという利点があり、さらに無農薬・低農薬の農産物生産による自然環境負荷の低減や、地域の農業振興による農地保全、生産物の運輸時間短縮による自動車排出ガスや化石燃料消費の低減など、環境面においても効果が期待できる。
ツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史・文化など、地域固有の魅力を市民や来訪者に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。
低炭素社会	深刻化する地球温暖化問題の原因の 1 つである二酸化炭素の排出を低く抑える社会のこと。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づいて指定される。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。環境省の特定外来生物等一覧に記載されている。
トレイルラン	陸上競技の中長距離走の一種で、舗装路以外の山野を走るものをさす。
ハ行	
バイオディーゼル燃料	→BDF 参照
バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを示す。バイオマスには廃棄物系、未利用系、資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）があり、未利用系には稲わら・麦わら・もみ殻等が、資源作物としては、サトウキビやトウモロコシなどがあげられる。バイオマスから得られるエネルギーをバイオマスエネルギーと呼ぶ。

パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。2015（平成 27）年 12 月にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択され、2016（平成 28）年 11 月に発効した。産業革命前からの気温上昇を 2 度より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。
ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。都市では高密度のエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルト等で覆われているため水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部に比べ気温が高くなっている。
ヒートポンプ技術	外部からエネルギーを与えて、低い温度の部分から温度の高い部分へ熱を移動させる装置とその技術のこと。
ペレットストーブ	木を粉々に砕いて乾燥させ、圧縮して作られた材料（ペレット）を燃焼させて部屋や周囲を暖める機械。
包摂的	包摂：一つの事柄をより大きな範囲の事柄の中にとりこむこと。ある概念が、より一般的な概念につつまこまれること。特殊が普遍に従属する関係。
マ行	
マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ（5 mm以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。
ヤ行	
有害化学物質	環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称。

第二次湖南省環境基本計画

発行年月：令和元年（2019 年）10月

編集：湖南省 総務部 生活環境課

〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目 1 番地

TEL 0748-72-1290 FAX 0748-72-3390

メールアドレス：seikan@city.shiga-konan.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.shiga-konan.lg.jp/>